

みどりのたより

77号 2020年4月15日

CONTENTS

I. 行政情報

1. 「飼料の有害物質の指導基準及び管理基準について」の一部改正 1
2. 「飼料として使用する粳米への農薬の使用について」の一部改正 1
3. 被覆を要する土壌くん蒸剤の適正な取扱いの徹底 1
4. 風水害発生時の毒物及び劇物の保管管理などに係る留意事項 1
5. 農業機械の自動走行に関する安全性確保ガイドライン 2
6. 生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準を定める等の件 2
7. ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水域の生活環境動植物被害防止に係る指導指針 3
8. 「生活環境動植物に係る農薬登録基準の設定について(第二次答申)(案)」に対する意見の募集 3
9. 食品、添加物等の規格基準の一部を改正 3
10. 食品衛生法改正 3
11. 食品ロスの削減の推進に関する法律の施行 3
12. 令和2年版農作物病虫害雑草防除指針(千葉県) 4
13. 「大阪府農業用ドローンによる農薬散布に係る安全使用実施要領」の制定 4
14. 無人航空機による農薬等の空中散布に関するQ&A(使用者向け) 4

II. 緑の安全管理士会

1. 2019年度「緑の安全管理士会」支部大会(兼更新研修会)の報告 31
2. 事務局からの連絡とお願い 36

III. 緑の安全推進協会

次頁へ

Ⅲ. 緑の安全推進協会関係

1. 2019 年度「緑の安全管理士」168 名を新規認定	38
2. 資格更新者へ認定証を送付	38
3. 「緑の安全管理士」資格認定と更新等の仕組み	38
4. ゴルフ場における農薬使用計画書の提出窓口	39
5. 講師派遣	40
6. 農薬の適正使用等のリーフレット	40
7. 農薬電話相談	40
8. 「グリーン農薬総覧 2020 年追補版」刊行のご案内	40
9. 「緑の安全管理士」連絡先等の変更届出書	42
10. 「理由書」(更新年次の研修会に出席出来なかった場合)	43
11. 2020 年度「緑の安全管理士」資格更新研修会ー(日程案)ー	44
12. 2020 年度「緑の安全管理士」資格認定研修会 日 時 : 2020 年 12 月 7 日(月) 09:00 ~ 9 日(水) 場 所 : アーバンネット神田カンファレンス (2A会議室)	
13. ヒヤリハット・提言・意見のアンケート提出のお願い (用紙)	45

みどりのたより バックナンバー(PDF版)

: <http://midori-kyokai.com/kanrishi/>



I. 行政情報

1. 「飼料の有害物質の指導基準及び管理基準について」の一部改正について（令和2年1月21日 元消安第4446号 農林水産省消費・安全局長）

農林水産省消費・安全局長より、有害物質とその対象となる飼料について定めている基準の一部を改正した旨、また、当協会の会員に対する飼料の製造等の工程管理の周知徹底につき協力依頼がありました。

管理基準を新たに設定したスルホキサフロル、フルピリミン及びメタアルデヒドの基準対象物質は、親化合物のみである。

FAMIC HP: www.famic.go.jp/ffis/feed/tuti/r1_4446.html （通知と新旧対比表）

FAMIC HP: www.famic.go.jp/ffis/feed/tuti/63_2050.html （改正後の基準一覧）

（本文5頁）

2. 「飼料として使用する粳米への農薬の使用について」の一部改正について（令和2年1月21日 元消安第4447号、元生畜第1505号、元政統第1513号、農林水産省消費・安全局農産安全管理課長、消費・安全局畜産安全管理課長、生産局畜産部飼料課長、政策統括官付穀物課長）

飼料用米を粳米のまま家畜に給与することについては、「飼料として使用する粳米への農薬の使用について」（平成21年4月20日付け21消安第658号、21生畜第223号 農林水産省消費・安全局農産安全管理課長、畜産安全管理課長、生産局農業生産支援課長及び畜産部畜産振興課長連名通知。以下「通知」という。）により、有害物質の低減対策を指導されている。

今般、通知の一部が改正され、関係機関に通知するとともに、農家等の関係者に対し、周知・指導の徹底の協力依頼がなされている。

FAMIC HP: www.famic.go.jp/ffis/feed/tuti/r1_4447.html （一部改正の通知）

www.famic.go.jp/ffis/feed/obj/r1_4447.pdf （別添の新旧対照表）

www.famic.go.jp/ffis/feed/tuti/21_658.html （改正後の通知）

（本文7頁）

3. 被覆を要する土壌くん蒸剤の適正な取扱いの徹底について（令和2年3月11日 元消安第5645号 農林水産省消費・安全局長）

クロルピクリンを含有する農薬を始めとして、依然として、農薬使用者が適切に被覆を行わなかったこと等を主な原因とする事故が、毎年報告されていることから、被覆を要する土壌くん蒸剤については、その使用する機会に合わせ、改めて、その適正な取扱いを徹底する必要があるとして、農薬使用者に対して農薬の適正な取扱いに関する指導の一層の強化を図るため、都道府県が開催する講習会、ホームページ、チラシ等でクロルピクリン剤の使用に伴う留意事項を周知するとともに、農業者団体等の関係者と連携し、各地域の状況に応じたよりきめ細かな指導を行うよう地方農政局から都道府県に対し指導を要請することに。また、クロルピクリン剤の使用実態や、現場での指導方法について都道府県に対し調査するので各地域の実態を総点検して、結果を基に改めて指導を徹底するとともに、調査結果の報告を依頼するよう要請する。その他の土壌くん蒸剤についても、その適正な取扱いに十分注意することを併せて周知、指導される。

当協会 HP: www.midori-kyokai.com/ugoki/

PDF: <http://www.midori-kyokai.com/ugoki/pdf/200311iraimaff.pdf>

（本文9頁）

4. 風水害発生時の毒物及び劇物の保管管理などに係る留意事項について（令和2年2月3日付 元消安第4622号 消費・安全局農産安全管理課長）

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長から、令和元年の台風15号及び台風19号

の暴風、浸水等による被害を受けた毒物又は劇物を取り扱う事業所において、貯蔵タンク、貯蔵槽などから毒劇物が流出、漏洩する事故が多数発生したことを受け、風水害発生時の毒劇物の保管管理等に係る留意事項の周知依頼があった旨の連絡がありました。内容をご確認ください。

厚生労働省 HP: <https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T20012110030.pdf>

(本文 10 頁)

5. 農業機械の自動走行に関する安全性確保ガイドライン(農林水産省、令和 2 年 3 月 27 日)

農林水産省は、ロボット農機の安全性確保のためにメーカーや使用者が順守すべき事項等を定めた「農業機械の自動走行に関する安全性確保ガイドライン」について、近く実用化が見込まれるロボット田植機、ロボット草刈機に対応するよう改正した。

安全性確保のリスク対策が、想定される人に対する危害のリスクを対象に、製造者、販売者、導入主体、そして使用者毎の取り組みを示しており、手法的にたいへん参考になる。

農林水産省 HP: (概要) <https://www.maff.go.jp/j/press/seisan/gizyutu/attach/pdf/200327-1.pdf>

(ガイドライン) <https://www.maff.go.jp/j/kanbo/smart/attach/pdf/index-80.pdf>

(本文 12 頁)

6. 生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準を定める等の件(令和 2 年 3 月 26 日環境省告示第 31 号、官報号外 59 号 117-130 頁)

この告示は農薬取締法の一部を改正する法律の第 2 弾施行(令和 2 年 4 月 1 日)にあわせて施行されます。告示施行に伴い「水産動植物の被害防止に係る農薬登録基準」(平成 18 年 12 月環境省告示第 143 号)は廃止され、生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準のうち、農薬取締法第 4 条第 1 項第 6 号から第 9 号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準(昭和 46 年 3 月農林省告示第 346 号)第 3 号イの基準として変更されます。基準値の実質的な変更はなく、技術的な改正で、基準値の今後の呼び方については、混乱を生じないように、従前どおり「水産基準値」で統一される。

(本文 14 頁)

117 令和 2 年 3 月 26 日 木曜日 官 報 (号外第 59 号)

農 薬 の 成 分		基 準 値
3- (4-クロロ-5-シクロペンチルオキシ-2-フルオロエニル)-5-イソプロピルピリジン-1, 3-オキサジリジン-2, 4-ジエーテル (別名ペンタキサン)		0.79g/L
3- (3-フロモ-6-フルオロ-2-メチルイソブチル-1-イルスルホニル)-N-メチル-1H-1, 2, 4-トリチゾール-1-スルホニル (別名アミスルフロム)		3.6g/L
S-ベンジル=1, 2-ジメチルプロピル (エチル) チオカルバマート (別名エスプロカル)		15g/L
N, N'-ジエチル-6-メチルチオ-1, 3, 5-トリアジン-2, 4-ジエーテル (別名シメトリン)		6.2g/L
1- (3-クロロ-4, 5, 6, 7-テトラヒドロピロピリジン [1, 5-α] エピジマー)-4-カルボニトリル (別名ピラコニル)		3.8g/L
90-100%の (E)-2'- [2- (4-シジノフエニル)-1- (α, α'-トリフルオロ-メ-トリル) エチリデン]-4- (トリフルオロメトキシ) カルベニロヒドロシド及び 0-10%の (Z)-2'- [2- (4-シジノフエニル)-1- (α, α'-トリフルオロ-メ-トリル) エチリデン]-4- (トリフルオロメトキシ) カルベニロヒドロシドの混合物 (別名メタフルミジン)		5.8g/L
メチル=4-ヨロ-2- [3- (4-メトキシ-6-メチル-1, 3, 5-トリアジン-2-イル) カルベニロヒドロシド] アンチキチン (別名ヨロ-2-メチルプロピル) (別名ヨロ-2-メチルプロピル) アンチキチン		61g/L
(R,S)-O-エチル-S-フロピル (E)- [2- (シジノイミド) ミシチル] (別名ヨロ-2-メチルプロピル) (別名ヨロ-2-メチルプロピル) アンチキチン		52g/L
(E)-2- (4-4'-アチルアエニル)-2-シジノ-1- (1, 3, 4-トリメチルピリジン-5-イル) エニル=2, 2-ジメチルプロピル (別名シエノピラジエニル)		0.29g/L
1- (1-メチル-1-フエニルエチル)-3-ポ-トリルクレア (別名ゲイムロン)		42g/L

○環境省告示第三十一号
昭和四十六年三月農林省告示第三四十六号(農薬取締法第四條第一項第六号から第九号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準)第三号の規定に基づき、生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準を次のように定め、令和二年四月一日から適用する。
なお、平成十八年十二月環境省告示第四十三号(水産動植物の被害防止に係る農薬登録基準を定める件)は、廃止する。
令和二年三月二十六日
生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準
昭和四十六年三月農林省告示第三四十六号(農薬取締法第四條第一項第六号から第九号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準、以下「告示」という)第三号イの環境大臣の定める基準は、次の表の農薬の成分の欄に掲げる農薬の成分の水域環境中予断濃度(告示第三号イに規定する水域環境中予断濃度をいう)が、同表の基準値の欄に定める濃度を超えないこととする。
備考 水域環境中予断濃度は、告示備考2の方法により算出するものとする。

環境大臣 小泉進次郎

7. ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水域の生活環境動植物の被害防止に係る指導指針について（環境省水・大気環境局長、令和2年3月27）

環境省水・大気環境局長より、「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水域の生活環境動植物の被害防止に係る指導指針について」都道府県に対し通知した旨の連絡がありましたので、連絡内容を掲載します。農薬取締法改正の第二弾施行に関連するもので、4月1日から「水産動植物」が「生活環境動植物」となっている。

協会 HP: www.midori-kyokai.com/ugoki/pdf/2003271maff.pdf

(本文 15 頁)

8. 「生活環境動植物に係る農薬登録基準の設定について（第二次答申）（案）」に対する意見の募集について（令和2年3月19日環境省）

一次答申の鳥類に続いて、今回「生活環境動植物に係る農薬登録基準の設定について（野生ハナバチ）」の二次答申案に関して令和2年4月17日まで意見募集された。

環境省 HP: <https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=195190104&Mode=0>

(本文 19 頁)

9. 食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について

厚生労働省は、食品、添加物等の規格基準の一部を改正したことを公表しました。適用期日は告示の日から適用すること。但し、食品の残留基準値は、告示の日から起算して6月を経過した日から適用することになる。

厚生労働省施行通知(一覧)HP:

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_jiryou/shokuhin/zanryu/sekoutsuchi.html

令和元年10月31日付、農薬としてはキャプタン、ジチアノン、チアクロプリド及びプロパニル

厚生労働省 HP: <https://www.mhlw.go.jp/content/000562338.pdf>

令和2年1月15日付、農薬としては、アミスブルロム、シエノピラフェン、シモキサニル、ゾキサミド、及びフラメトピル

厚生労働省 HP: <https://www.mhlw.go.jp/content/000584633.pdf>

令和2年2月25日付、農薬としては、アフィドピロペン、オキスポコナゾールフマル酸塩、フルアジナム及びフルベンジアミド

厚生労働省 HP: <https://www.mhlw.go.jp/content/000599489.pdf>

10. 食品衛生法改正

平成30年6月13日に「食品衛生法等の一部を改正する法律」が公布され、交付の日から起算して2年を超えない範囲内で、政令で定める日に施行される。但し、一部については1年、あるいは3年。HACCP に沿った衛生管理の制度化、特別の注意を必要とする成分などを含む食品による健康被害情報の収集等がある。

厚生労働省 HP: <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000197196.html>

(本文 25 頁)

11. 食品ロスの削減の推進に関する法律の施行について(消費者庁 令和元年9月27日)

「食品ロスの削減の推進に関する法律」(略称 食品ロス削減推進法)が、令和元年法律第19号(令和元年5月31日)として公布され、令和元年10月1日に施行されました。本法律は、食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的とします。法律の内容は以下のとおりである。

消費者庁 HP: https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/food_loss/promote/

(本文 25 頁)

12. 令和 2 年版農作物病虫害雑草防除指針(付植物成長調整剤使用指針) (千葉県)

千葉県農林水産部安全農業推進課長から令和 2 年 3 月 18 日付で送付されてきましたのでお知らせします。560 頁の中には県農薬安全使用指導基本方針、関連参考資料が収載。内、県農薬安全使用指導基本方針は県 HP: <https://www.pref.chiba.lg.jp/annou/documents/kihonhoushin.pdf>

13. 「大阪府農業用ドローンによる農薬散布に係る安全使用実使要領」の制定 (令和元年 12 月 25 日、通知)

大阪府は農業用ドローンによる農薬散布のニーズが高まっていることから、その適正かつ安全な実施に向け本要領を制定した。本実施要領によれば、農薬を散布する者は農薬を散布する 20 日前までに様式 1 号により農薬散布計画を大阪府環境農林水産部農政室長に提出することが必要。令和 2 年 4 月 1 日以降に実施する農薬散布より適用される。

※農林水産省は規制改革推進に関する第 4 次答申を踏まえ「無人マルチローターに関する農薬の空中散布に係る安全ガイドライン(令和元年 7 月 30 日)」を制定した(本ガイドラインは、計画の検討とするが、提出については明記していない)。

大阪府 HP: <http://www.pref.osaka.lg.jp/nosei/syokunoanzen/drone.html>

(本文 26 頁)

14. 無人航空機による農薬等の空中散布に関する Q&A (使用者向け) (農林水産省 消費・安全局植物防疫課、令和 2 年 4 月 13 日)

農林水産省は、無人航空機(無人ヘリコプター等)を使用した農薬の空中散布に関する情報として、使用者向けの Q&A を作成し掲載した。

農林水産省 HP: https://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/boujyo/attach/pdf/120507_heri_mujiin-121.pdf

(本文 28 頁)

1. 「飼料の有害物質の指導基準及び管理基準について」の一部改正について

元消安第元消安第4446号

令和2年1月21日

農林水産省消費・安全局長

「飼料の有害物質の指導基準及び管理基準について」の一部改正について

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第23条第1号の該当性を判断するための基準については、「飼料の有害物質の指導基準及び管理基準について」（昭和63年10月14日付け63畜B第2050号農林水産省畜産局長通知。以下「本通知」という。）に定められているところです。

今般、本通知について、別紙の新旧対照表のとおり、飼料中の農薬成分の管理基準を設定又は改正をしました。

つきましては、下記の事項を御留意の上、貴管下の飼料の製造業者、輸入業者、販売業者等に御周知いただくようお願いします。

記

- 1 管理基準を新たに設定したスルホキサフロル、フルピリミン及びメタアルデヒドの基準の対象物質は、親化合物のみであること。
- 2 注4の稲わら、稲発酵粗飼料及び粃米の乾物の割合（水分の割合）は、飼料分析基準の制定について（平成20年4月1日付け19消安第14729号農林水産省消費・安全局長通知）に定められた水分の定量方法又はこれと同等以上の方法により測定すること。また、乾物の割合（水分の割合）が不明の場合は、注4に記載の割合を用いること。

.....

63畜B第2050号

昭和63年10月14日

農林水産省畜産局長

改正平成3年8月5日 3畜B第1631号

.....

令和2年1月21日 元消安第4446号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号。以下「法」という。）第23条においては、有害な物質を含む飼料等の使用が原因となって、有害畜産物が生産され、又は家畜等に被害が生ずることにより畜産物の生産が阻害されることを防止するため、有害な物質を含む飼料等の製造、輸入、販売又は使用の禁止が定められています。

同条第1号に掲げる有害な物質を含み、又はその疑いがある飼料に該当するかどうかを判断す

るため、下記の有害物質とその対象となる飼料については基準を定めていますので、貴会傘下の会員（組合員）に対する工程管理の周知徹底につき御協力をお願いします。

記

- 1 別紙1の指導基準を超えた飼料については、法第23条第1号に掲げる有害な物質を含み、又はその疑いがある飼料に該当する飼料に該当する。
- 2 別紙2の管理基準を超えた飼料については、直ちに法第23条第1号に掲げる飼料に該当しないが、農林水産省消費・安全局畜産安全管理課（以下「農林水産省」という。）が、飼料から畜産物への移行性や家畜等への影響の状況等を総合的に勘案した上で法第23条第1号に掲げる飼料に該当するか判断する。
- 3 事業者による工程管理の自主検査等により指導基準又は管理基準を超えた飼料が確認された場合には、事業者は、農林水産省に速やかに報告すること。
- 4 指導基準又は管理基準を超えた場合には、飼料の製造等の工程管理が適切に実施されていなかった可能性があることから、事業者は、関係者と協力して原因究明を行い、同様の事例が再発することのないよう努めること。
- 5 本基準に係る分析法は、「飼料分析基準」（平成20年4月1日付け19消安第14729号）によるものとする。

別 紙 1			
指導基準			
単位：mg/kg			
種類	有害物質名	対象となる飼料	基準
かび毒	アフラトキシンB ₁	搾乳の用に供する牛、めん羊及び山羊に給与される配合飼料	0.01
別 紙 2			
管理基準			
単位：mg/kg			
種類	有害物質名	対象となる飼料	基準
農薬	2, 4-D	稲わら	1
	MCPA	稲わら	2

※以下省略

●新たに設定した管理基準（3 農薬）

スルホキサフロル	稲わら	4
フルピリミン	稲わら	7
	粃米	9
メタアルデヒド	稲わら	0.7
	稲わら・粃米飼料	0.3

2. 「飼料として使用する粃米への農薬の使用について」の一部改正について

30消安第4447号

元生畜第1505号

元政統第1513号

令和2年1月21日

農林水産省消費・安全局農産安全管理課長

消費・安全局畜産安全管理課長

生産局畜産部飼料課長

政策統括官付穀物課長

「飼料として使用する粃米への農薬の使用について」の一部改正について

飼料用米を粃米のまま家畜に給与することについては、「飼料として使用する粃米への農薬の使用について」（平成21年4月20日付け21消安第658号、21生畜第223号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長、畜産安全管理課長、生産局農業生産支援課長及び畜産部畜産振興課長連名通知。以下「通知」という。）により、有害物質の低減対策を指導してきたところです。

今般、別添の新旧対照表のとおり、通知の一部を改正しましたので、貴職から、貴局管内の北海道及び関係機関に通知するとともに、農家等の関係者に対し、周知・指導の徹底をお願いします

.....

平成21年 4月20日 21消安第 658号・21生畜第 223号

消費・安全局 農産安全管理課長

畜産安全管理課長

生産局 農業生産支援課長

畜産部畜産振興課長

一部改正 平成22年 9月 7日 22消安第5109号・22生畜第1165号

.....

飼料として使用する粳米への農薬の使用について

近年、生産及び利用が拡大している飼料用米については、粳すりをせずに粳米のまま家畜に給与する取組が普及していますが、粳は、散布された農薬が直接付着する部位であることから、粳米は、玄米に比べ、農薬の残留量が多いことが確認されています。

このため、農林水産省では、粳米を給与した家畜から生産した畜産物の安全確保を図るため、「飼料の有害物質の指導基準の制定について」（昭和63年10月14日付け63畜B第2050号農林水産省畜産局長通知）を改正し、出穂以降、飼料用米に使用される農薬の成分については、飼料となる粳米の有害物質の管理の対象となる基準値（以下「粳米の基準値」という。）を順次定めているところです。

一方、下記の3に掲げる農薬の成分（粳米の基準値が定められている又は粳米に残留しない農薬の成分）以外については、粳米を給与した家畜から生産した畜産物の安全性が確認されていないことから、下記1及び2のとおり有害物質の低減対策を行うこととしましたので、貴職から、貴局管内の各都道府県及び関係機関に通知していただくとともに、農家等の関係者に対し周知、指導の徹底をお願いします。

なお、農林水産省において作成している「多収品種の栽培マニュアル」においても当該対策について記載していますので、御留意の上、指導等に御活用ください。

また、本通知については、今後、粳米の基準値が新たに定められた場合には、適宜見直すこととしています。

記

1. 飼料用米について、出穂以降（ほ場において出穂した個体が初めて確認される時点以降をいう。以下同じ。）に農薬の散布を行う場合には、家畜へは粳すりをして玄米で給与すること。
2. 粳米を家畜に給与する場合は、出穂以降の農薬の散布は控えること。
3. ただし、以下の農薬の成分については、上記1及び2の低減対策を要しない。

燐酸第二鉄、ACN（キノクラミン）、BPMC（フェノブカルブ）、PAP（フェントエート）、アジメスルフロン、アゾキシストロビン、イソシアニル、イソプロチオラン、イミダクロプリド、エチプロール、エトフェンブロックス、オキシロニック酸、オリサストロビン、カルフェントラゾンエチル、クロチアニジン、クロマフェノジド、ジノテフラン、シハロホップブチル、シメコナゾール、シラフルオフェン、チアメトキサム、チオファネートメチル、テブフロキン、ニテンピラム、ヒドロキシイソキサゾール、ピロキロン、フェリムゾン、ブプロフェジン、フラメトピル、フルセトスルフロン、フルトラニル、フルピリミン、プロベナゾール、ペノキススラム、マラソン（マラチオン）、メトキシフェノジド、メトミノストロビン及びメプロニル

なお、これらの農薬の成分を含む農薬の種類は別紙のとおりです。ただし、農薬取締法（昭和23年法律第82号）第3条第1項の規定に基づく農薬の登録がされ、かつ、農薬の種類が上記の農薬の成分の組合せであれば、別紙の限りではありません。

[別紙]

○殺虫剤

燐酸第二鉄粒剤

BPMC 乳剤

※以下省略

●同通知「記、3」への追加

フルピリミン

※なお、別紙より、マラソン・BPMC 粉剤、メキシフェノジド水和剤、ジノテフラン・メミノストロビン剤、ブプロフェジン・イソプロチオラン・フラメピル粒剤、ブプロフェジン・フルトラニル粒剤を削除した。

3. 被覆を要する土壌くん蒸剤の適正な取扱いの徹底について

元消安第5645号

令和2年3月11日

各地方農政局長

内閣府中継総合事務局長 殿

北海道農政事務所長

（農林水産省）※1 消費・安全局長

被覆を要する土壌くん蒸剤の適正な取扱いの徹底について

土壌くん蒸剤については、「農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令」（平成15年農林水産省・環境省令第5号）第8条で被覆を要する農薬として規定されている、クロルピクリンを含有する農薬（以下クロルピクリン剤という。）を始めとして、その適正な取扱いについて、これまでも都道府県等を通じた指導をお願いしているところである。

しかしながら、依然として、農薬使用者が適切に被覆を行わなかったこと等を主な原因とする事故が、毎年報告されていることから、被覆を要する土壌くん蒸剤については、その使用する機会に合わせ、改めて、その適正な取扱いを徹底する必要がある。

については、農薬使用者に対して農薬の適正な取扱いに関する指導の一層の強化を図るため、都道府県が開催する講習会、ホームページ、チラシ等でクロルピクリン剤の使用に伴う留意事項を周知するとともに、特に、下記の事項について、農業者団体等の関係者と連携し、各地域の状況に応じたよりきめ細かな指導を行うよう、（貴局管下都道府県）※2に対し指導をお願いする。

また、クロルピクリン剤の使用実態や、現場での指導方法について、（貴局管下都道府県）※2に対し別添様式により調査を行うこととするので、管下の各地域の実態を総点検し、結果を基に改めて指導を徹底するとともに、調査結果の報告を依頼するようお願いする。

なお、その他の土壌くん蒸剤についても、その適正な取扱いに十分注意することを併せて周知、指導いただくようお願いする。

記

- 1 クロルピクリン剤を使用する場合は、施用直後に被覆を完全に行うこと。
- 2 ビニールハウス等の施設での栽培においては、施設内であっても施用直後に被覆を完全に行い、臭気が残っている期間は施設内に人が立ち入らないようにすること。
- 3 使用場所や周辺の状況に十分配慮して防除を行うこと。特に、住宅地等に近接する場所においては、クロルピクリン剤の使用以外の防除方法を検討すること。
やむを得ず、クロルピクリン剤を使用する場合は、農薬の揮散によって周辺住民等に健康被害が生じないよう、適正な材質及び厚さの資材を用いて被覆を完全に行うなど最大限注意するとともに、事前に周辺住民に対して十分な時間的余裕をもって幅広く周知すること。
- 4 たばこ栽培に使用される深層土壌くん蒸処理に当たっては、その処理に適した機材の使用し、葉夜主入の深さや注入後の土壌真空等に十分注意すること。
※1:内閣府沖縄総合事務局長宛のみ記載する。
※2:北海道農政事務所長宛は「北海道」、関東農政局長宛は「貴局管下各都県」、近畿農政局長宛は「貴局管下各府県」、その他の各地方農政局長宛は「貴局管下各県」、内閣府沖縄総合事務局長宛は「沖縄県」と記載する。

※使用実態等に関する調査実施要領は省略

4. 風水害発生時の毒物及び劇物の保管管理などに係る留意事項について

薬生薬審発 0117 第2号
令和2 年 1 月 17 日

各都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長
(公 印 省 略)

風水害発生時における毒物及び劇物の保管管理等について(依頼)

毒物及び劇物による事故の未然防止等については、かねてより種々御配慮いただき、厚く御礼申し上げます。

令和元年の台風 15 号及び台風 19 号の暴風、浸水等による被害を受けた毒物又は劇物(以下「毒劇物」という。)を取り扱う事業所において、貯蔵タンク、貯蔵槽などから毒劇物が流出、漏洩する事故が複数発生しました。

このため、風水害発生時における毒劇物の流出、漏洩防止の観点から、貴職におかれましては、下記について、十分に御了知いただくとともに、風水害発生時に貴管下関係者が適切な対応を行えるよう周知願います。また、風水害発生時における毒劇物の漏洩等防止策として有効と考えられる対策の例を、別添のとおりまとめましたので、併せて、御了知願います。

なお、本通知については、警察庁生活安全局保安課長、消防庁危険物保安室 長、文部科学省大臣官房総務課長、農林水産省消費・安全局農産安全管理課長、経済産業省製造産業局総務課長、一般社団法人日本化学工業協会会長、全国化学工業薬品団体連合会会長、日本製薬団体連合会会長、公益社団法人日本薬剤師会会長、一般社団法人日本化学品輸出入協会会長並びに公益社団法人全日本トラック協会会長宛に併せて周知していることを申し添えます。

記

以下の事項について、平時より確認、整備等を行うとともに、管下の毒物劇物営業者、特定毒物研究者又は業務上取扱者(以下「毒物劇物営業者等」という。)に対して、必要な措置を講ずるよう促すこと。

1 平時における事前の対応

(1) 管下の毒物劇物営業者等に対し、毒物及び劇物取締法(昭和 25 年法律第 303 号)第

16 条の2の規定に基づき、毒劇物の流出又は漏洩等(以下、「漏洩等」という。)の場合において、保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちに保健所、警察署又は消防機関(以下「関係行政機関」という。)に届け出るとともに必要な措置を講ずる必要があることを周知・徹底すること。また、毒劇物の貯蔵設備等が浸水するなど、漏洩等のおそれがある場合においても、関係行政機関への情報提供に努めるよう、依頼すること。

- (2) 管轄内のハザードマップ等を参照し、管下の毒物劇物営業者等が所有する毒劇物を保管する施設等が浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に存在するかを確認し、併せて降雨や高潮に伴う浸水高さ等についても確認すること。
- (3) 特に、上記(2)の確認の結果、浸水等の警戒区域内に存在する毒劇物を保管する施設等において、事業者の実態に応じ、可能な範囲で、以下の措置が講じられるよう管理する毒物劇物営業者等に促すこと。

- ・ハザードマップ等を参照し、毒劇物を保管する施設等が浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に存在するかを確認し、併せて降雨や高潮に伴う浸水高さ等についても確認すること。
- ・長雨や台風の接近に伴い、浸水等の発生を想定した、被害発生の危険性を回避・低減するための必要な措置及び漏洩等の際の応急措置を検討し、計画策定や教育訓練等の準備を行うこと。
- ・風水害の危険性が高まってきた場合の対応に必要となるビニールシート、土のうなどを整備しておくこと。
- ・日常点検、定期検査等を含めた自己点検を実施すること。
- ・漏洩等の際に備え、関係行政機関との連絡体制を整備すること。

2 風水害の危険性が高まってきた場合の対応

別添「風水害発生時における毒劇物の漏洩等防止策として有効と考えられる対策の例」を参考に、特に、浸水等の警戒区域内に存在する毒劇物を保管する施設等において、事業者の実態に応じ、避難に差し支えない可能な範囲で、浸水・土砂流入対策などの適切な措置が講じられるよう管理する毒物劇物営業者等に促すこと。

3 漏洩時及び漏洩疑い時の対応

- (1) 管下の毒物劇物営業者等から漏洩等の報告を受けた場合は、当該事業者に対し、従業員等の避難安全を確保することを最優先としつつ、事業所周辺への漏洩等を防止するための措置を講ずるよう指示すること。また、速やかに厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課化学物質安全対策室に情報提供をすること。
- (2) 管轄内において浸水・土砂災害等が発生している場合は、当該被害発生地域の毒物劇物営業者等と連絡をとる等の手段により、まずは、毒劇物の貯蔵設備等の浸水・土砂災害等を確認し、貯蔵設備等に浸水等が確認された場合は、漏洩等の有無にかかわらず、その旨速やかに同室に情報提供を行うこと。
また、当該設備等への調査が可能になった時点で、速やかに漏洩等の有無について可能な範囲で確認を行い、漏洩等が確認された場合、速やかに同室に情報提供を行うこと。
- (3) 必要に応じ、関係部局と連携して、施設周辺の近隣住民への避難勧告及び健康状況調査を行うこと。
- (4) 関係部局と連携して、漏洩等が発生した施設周辺における毒劇物のモニタリング調査を行うこと。

(別添)

風水害発生時における毒劇物の漏洩等防止策として有効と考えられる対策の例

1. 浸水・土砂流入対策

- 毒劇物を保管する施設等への浸水や土砂流入を防ぐ、土のうや止水板等を使用する。

- 毒劇物の流出を防止するとともに、タンクや配管への水や土砂の混入を防止するため、配管の弁等を閉鎖する。
- 容器に入った毒劇物は浸水等により漏れることがないように封をする。容器の破損を防止するため、可能であれば保管庫内で固定する。
- 敷地外への流出を防止するため、毒劇物を入れた容器のうち封が困難なものについては、内容物を封のできる容器に詰め、又は容器をふたやビニールシートで覆う。

など

2. 強風対策

- 飛来物により毒劇物の製造設備、貯蔵設備等が損傷を受けることを防止するため、屋外にある飛びやすいものは屋内に移動する。
- 飛来物により配管等が破損した場合における毒劇物の流出を最小限に抑えるために、配管の弁等を閉鎖する。

など

5. 農業機械の自動走行に関する安全性確保ガイドライン

農業機械の自動走行に関する安全性確保ガイドラインについて（概要）

平成29年3月 策定
平成30年3月 一部改正（茶園管理ロボット追加）
令和 2年3月 一部改正（ロボット田植機、ロボット草刈機追加）

概要

- ロボット技術を組み込んで自動的に走行又は作業を行う車両系の農業機械（ロボット農機）の安全性確保を目的として、リスクアセスメントの実施など、安全性確保の基本的な考え方や関係者の役割等を定めた指針。
- 農業におけるロボット技術の導入が途上の段階であることから、新たなロボット農機の開発状況等を踏まえて必要に応じて修正する位置付け。

対象ロボット農機

- 使用者がほ場内やほ場周辺から監視しながら無人で自動走行させる方法によって、屋外農作業に用いる以下のロボット農機
 - ・ トラクター（衛星測位情報を利用して自動走行するもの）
 - ・ 茶園管理用自走式農業機械
 - ・ 田植機（衛星測位情報を利用して自動走行するもの）
 - ・ 自走式草刈機（衛星測位情報を利用して自動走行するもの）

対象ロボット農機



使用上の条件

- ほ場内の作業等、定められた目的に使用し、目的外の使用は行わないこと
 - 自動走行している作業領域内に第三者を立ち入らせないこと
 - 激しい降雨による視界不良時等、監視が難しい環境では自動走行させないこと 等※
- ※ ロボット農機特有の使用上の条件はロボット農機の種類毎に規定

関係者の主な役割・順守すべき事項

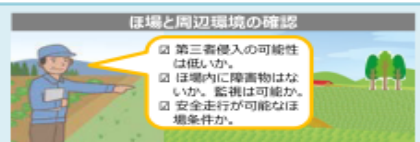
【製造者等（例：メーカー）】

- ✓ リスクアセスメントと保護方策（自動停止装置等）によってロボット農機のリスクを低減すること
- ✓ リスクが低減しない場合には、使用上の条件を見直すか、製品化を取りやめること
- ✓ 販売者等と連携し、導入主体や使用者に対して、ロボット農機の安全使用の訓練を行うこと



【導入主体（例：農業法人）】

- ✓ 使用を想定しているほ場や周辺環境を確認し、危険性を把握して対策を講じること
- ✓ ロボット農機を適切に管理し、安全に使用されていることを随時確認すること



【使用者（例：農業法人の従業員）】

- ✓ ロボット農機の安全使用の訓練を受講し、ロボット農機を適切に使用すること
- ✓ 第三者の接近や、ロボット農機のほ場外への飛び出し等の可能性が生じた場合にはロボット農機を直ちに停止させること



(参考) 安全性確保ガイドラインの対象(車両系農業機械の自動化の分類)

手動操作

- 走行・作業、非常時の緊急操作など、操作の全てを使用者が手動で実施(リモコン操縦を含む)



搭乗した状態での手動操作



リモコン操縦

使用者が搭乗した状態での自動化

- 使用者は農機に搭乗
- 直進走行部分などハンドル操作の一部等を自動化
- 自動化されていない部分の操作は、全て使用者が実施



自動操舵機能付き田植機



後付自動操舵システム

安全性確保ガイドラインの対象

ほ場内やほ場周辺からの監視下での無人状態での自動走行

- 農機は、ロボット技術によって、無人状態で自動走行(ハンドル操作、発進・停止、作業機制御を自動化)
- 使用者は、自動走行する農機をほ場内やほ場周辺から常時監視し、危険の判断、非常時の操作を実施
- 接近検知による自動停止装置の装備等によってリスクを低減(具体的な安全装備は製造業者がリスクアセスメント等に基づき選定)



同一ほ場内の有人機に搭乗して監視
(有人-無人協調システム)



ほ場周辺からの監視

遠隔監視下での無人状態での自動走行

- 農機は、ロボット技術によって、無人状態で、常時全ての操作を実施
- 基本的に農機が周囲を監視して、非常時の停止操作を実施(使用者はモニター等で遠隔監視)



ほ場間での移動を含む遠隔監視による
無人自動走行システム(研究段階)

6. 生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準を定める等の件



[▶ 本文へ](#) | [▶ 音声読み上げ・文字拡大](#) | [▶ 多言語口案内](#) | [▶ サイトマップ](#)
[日本語](#) | [English](#)

[トピックス一覧](#)
[新着情報一覧](#)
[関連発表一覧](#)
[環境Q&A](#)

[ホーム](#)
[環境省のご案内](#)
[政策分野・行政活動](#)
[環境基準・法令等](#)
[白書・統計・資料](#)
[申請・届出・公募](#)
[報道・広報](#)



水・土壌・地盤・海洋環境の保全

[ホーム](#) > [政策分野・行政活動](#) > [政策分野一覧](#) > [水・土壌・地盤・海洋環境の保全](#) > [農薬対策関係](#) > [水産動植物の被害防止に係る農薬登録基準について](#) > [水域の生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準](#)

水域の生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準

第2次環境基本計画を踏まえ、生態系保全の観点からより適切なリスク管理を行うため、基準告示の改正（平成17年4月1日適用）をしました。

[水産動植物の被害防止に係る農薬登録基準の仕組み](#) [PDF 70KB]

(1) [環境中予測濃度（水産P.E.C）算定の考え方について](#) [PDF 35KB]

(2) [環境中予測濃度（水産P.E.C）算定方法](#) [PDF 226KB]

(3) [計算シート](#) [Excel 84KB]

（留意事項）

農薬取締法の改正に伴い、本基準の名称が変更されました。

新：水域の生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準

旧：水産動植物の被害防止に係る農薬登録基準（令和2年4月1日以前）

水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準（平成30年12月1日以前）

名称の変更前に作成された資料等では旧基準名が記載されておりますので、新基準名に読み替えていただきますようお願いいたします。

基準値（最終改正 令和2年4月7日）

評価実施済み農薬：574農薬

うち、基準値設定済み農薬：439農薬

基準値設定不要農薬：135農薬

基準値検索

[ア行](#) / [カ行](#) / [サ行](#) / [タ行](#) / [ナ行](#) / [ハ行](#) / [マ行](#) / [ヤ行](#) / [ラ行](#) / [ロ](#) / [基準値設定不要農薬](#)

*1 評価時の申請（登録）内容に基づいています。

*2 抄録については、[\(国\) 森林水産消費安全技術センター](#)にリンクしています。

一般名	化学名	基準値	告示年月日	評価書 ^{*1}	抄録 ^{*2}
アイオキシニル オクタノ エート又はア イオキシニル	オクタノ酸 4-シアノ-2,6-ジヨードフェニル	1.1 µg/L	平成26年4月7日	評価書 [PDF 66KB]	

環境省のご案内

- [環境省の組織案内](#)
- [水産・野生動物・環境大臣政務官](#)
- [総務課長室](#)
- [環境省の主な進行](#)
- [政策・キャリア形成支援推進課](#)
- [パンフレット一覧](#)
- [都道府県](#)

政策分野・行政活動

- [お知らせ一覧](#)
- [審議会・委員会等](#)
- [重点施策・主要課題](#)
- [制度改正関係情報](#)
- [行政事業レビュー](#)
- [政策評価](#)
- [国会提出法案](#)
- [公文書管理](#)
- [所管共済公団資料室](#)

環境基準・法令等

- [環境基準](#)
- [法令・告示・通達](#)

白書・統計・資料

- [環境白書・環境型社会白書・生物多様性白書](#)
- [環境統計集](#)
- [多言語計測表](#)
- [環境省のデータセット \(DATA.GOV.JP\)](#)
- [日本の環境政策ポータルサイト](#)
- [環境経済情報ポータルサイト](#)
- [環境省成果物（報告書等の資料検索）](#)

申請・届出・公募

- [多言語口案内](#)
- [申請・届出等申請案内サイト](#)
- [環境保護](#)
- [環境公報・個人情報保護](#)
- [法令適用関係情報本誌](#)

7. ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水域の生活環境動植物の被害防止に係る指導指針について

(別添)

「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水域の生活環境動植物の被害防止に係る指導指針」の旧指導指針との新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

新指導指針	旧指導指針
ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び<u>水域の生活環境動植物の被害防止</u>に係る 指導指針 1 基本的考え方 ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁及び<u>水域の生活環境動植物の被害</u>を未然に防止するため、農薬の使用に当たっては、農薬取締法(昭和 23 年法律第 82 号)に基づき安全性評価がなされた登録農薬の適正使用や使用量の削減等について指導が徹底される必要があるが、その際、これらの指導の実効を期す上で、ゴルフ場から排出される水に含まれる農薬の実態把握に努め、その結果に基づき、必要に応じて随時、ゴルフ場に対して適切な改善措置を求めることとすることが肝要と考えられる。 <u>また、農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令(平成 15 年農林水産省・環境省令第 5 号)第 5 条第 2 項においては、ゴルフ場における農薬使用者はゴルフ場外 の農薬流出を防止する措置を講じるよう努めなければならないこととされている。</u> <u>これらを踏まえ、現状の知見等からみて可能な範囲で水質汚濁及び水域の生活環境動植物の被害の未然防止に資する対処方策を明らかにし、地方公共団体が水質及び生態系保全の面からゴルフ場を指導する際の参考となるよう、本指導指針を定めることとしたものである。</u> これに当たり、農薬取締法第 4 条第 1 項第 9 号に基づく<u>水質汚濁に係る農薬登録基準(平成 20 年環境省告示第 60 号)において定める基準値(以下「水濁基準値」という。)</u>、及び同項第 8 号に基づく<u>生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準(令和 2 年環境省告示第 31 号)のうち、農薬取締法第 4 条第 1 項第 6 号から第 9 号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準(昭和 46 年 3 月農林省告示第 346 号)第 3 号イの基準(以下「水域の生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準」という。)</u>において定める基準(以下「水産基準値」という。)<u>が設定されていることから、これらの水濁基準値及び水産基準値に基づき指針値を設定することとする。</u> また、別表に示した農薬については、水濁基準値は	ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び<u>水産動植物被害の防止</u>に係る指導指針 1 基本的考え方 ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁及び<u>水産動植物被害</u>を未然に防止するため、農薬の使用に当たっては、農薬取締法(昭和 23 年法律第 82 号)に基づき安全性評価がなされた登録農薬の適正使用や使用量の削減等について指導が徹底される必要があるが、その際、これらの指導の実効を期す上で、ゴルフ場から排出される水に含まれる農薬の実態把握に努め、その結果に基づき、必要に応じて随時、ゴルフ場に対して適切な改善措置を求めることとすることが肝要と考えられる。 <u>このような観点から、現状の知見等からみて可能な範囲で水質汚濁及び水産動植物被害の未然防止に資する対処の方</u>を明らかにし、地方公共団体が水質及び生態系保全の面からゴルフ場を指導する際の参考となるよう、本指導指針を定めることとしたものである。 これに当たり、農薬取締法第 4 条第 1 項第 9 号に基づく<u>水質汚濁に係る農薬登録基準(平成 20 年環境省告示第 60 号)において定められているものに限る。以下「水濁基準値」という。)</u>及び同項第 8 号に基づく<u>水産動植物被害に係る農薬登録基準(平成 18 年環境省告示第 143 号)において定められているものに限る。以下「水産基準値」という。)</u>の設定が進められていることから、当該水濁基準値及び水産基準値に基づき<u>それぞれの指針値を設定することとする。</u> また、別表に示した農薬は、水濁基準値の<u>設定が</u>

設定されていないものの、現在得られている知見等に基づき人の健康を保護する観点から排出水中の水濁に係る暫定指導指針値を設定したものであり、水濁基準値が設定されるまでの間は、これを水濁指針値として適用する。
なお、今後、実態の把握の進捗や関連する科学的知見の集積等によって、必要に応じ、指針の改訂があり得るものである。

2 指導指針

(1) (略)

(2) 農薬流出実態の調査

ゴルフ場周辺の水域に対する水質汚濁及び水域の生活環境動植物被害を未然に防止する観点から、(1)により把握した情報を踏まえ、ゴルフ場から排出される水(以下「排出水」という。)に含まれる農薬の残留実態を調査し、これらの結果から所要の指導の一層の徹底を図ることとする。

このため、農薬の流出実態の調査は、排出水がゴルフ場の区域から場外の水域に流出する地点(以下「排水口」という。)において、農薬濃度が高い状態になると見込まれる時の排出水を対象に実施することを基本とするものとする。

その際、ゴルフ場の構造等によって排水口における試料採取が困難な場合には、場内の調整池、排水路のほかゴルフ場下流の河川等を含め、ゴルフ場からの農薬の流出実態が適切に把握できると認められる地点において適宜行う。

(以下略)

(3) 指針値について

ア 指針値の設定

排水口で採取した排出水中の農薬濃度は、以下の水濁指針値及び水産指針値を超えないこととする。

① 水濁指針値

別表に掲げる農薬については、同表右欄の値を水濁指針値とする。また、別表に記載のない農薬であっても水濁基準値が設定されているものについては、その値を10倍した値を水濁指針値とする。

② 水産指針値

水産基準値が設定されている農薬については、その値を10倍した値を水産指針値とする。

イ 指針値の変更

以下の場合には、水濁指針値及び水産指針値が変更されることから留意すること。

ないが、現在得られている知見等を基に人の健康の保護に関する視点を考慮して設定した排出水中の水濁に係る暫定指導指針値であり、水濁基準値が設定されるまでの間は、これを水濁指針値として適用する。

なお、今後、実態の把握の進捗や関連する科学的知見の集積等によって、必要に応じ、指針の改定があり得るものである。

2 指導指針

(1) (略)

(2) 農薬流出実態の調査

ゴルフ場周辺の水域に対する水質汚濁及び水産動植物被害を未然に防止する観点から、(1)により把握した情報を踏まえ、ゴルフ場から排出される水(以下「排出水」という。)に含まれる農薬の残留実態を調査し、これらの結果から所要の指導の一層の徹底を図ることとする。

このため、農薬の流出実態の調査は、排出水がゴルフ場の区域から場外の水域に流出する地点(以下「排水口」という。)において、農薬濃度が高い状態になると見込まれる時の排出水について実施することを基本とするものとする。

その際、ゴルフ場の構造等によって排水口における調査が困難な場合には、場内の調整池、排水路のほかゴルフ場下流の河川等を含め、ゴルフ場からの農薬の流出実態が適切に把握できると認められる地点において適宜行う。

(以下略)

(3) 指針値について

ア 指針値の設定

ゴルフ場からの排出水中の農薬濃度は、排水口において以下の水濁指針値及び水産指針値を超えないこととする。

① 水濁指針値

別表に掲げる農薬については、同表右欄の値を水濁指針値とする。また、別表に記載のない農薬であっても水濁基準値が設定されているものについては、その値の10倍値を水濁指針値とする。

② 水産指針値

水産基準値が設定されている農薬について、その値の10倍値を水産指針値とする。

イ 指針値の変更

以下の場合には、水濁指針値及び水産指針値が変更されることから留意すること。

①別表に掲げた水濁に係る暫定指導指針値については、今後、環境省が新たに水濁基準値を設定した場合にはその値を10倍した値を水濁指針値とする。

②水濁基準値及び水産基準値が設定又は改正された場合にはその値を10倍した値を指針値とする。

なお、水濁基準値及び水産基準値については、以下の環境省のホームページに掲載しているので、随時確認されたい。

(水濁基準値) <https://env.go.jp/water/dojo/noyaku/odaku-kijun/kijun.html>

(水産基準値) <https://w.env.go.jp/water/sui-kaitei/kijun.html>

(4)改善措置について

排出水中の農薬濃度が指針値を超える場合には、次の措置をとるものとする。

ア ゴルフ場下流に近接して水道水源や養殖場等利水施設が存在する場合には、調査結果を周知すべき関係者に直ちに連絡し、当該施設における水質調査を行うとともに、ゴルフ場からの農薬の流出に起因して継続的な利水等に支障が生じないよう万全の措置を講ずるものとする。

イ(略)

ウ 農薬の使用時期、回数等所定の使用法の遵守、流出が少ない農薬の種類や剤型の選択等農薬使用の適正化、可能な範囲での農薬の使用量の削減等について、関係部局等と十分連携をとりつつ、ゴルフ場関係者を指導する。

エ ゴルフ場外への農薬の流出を低減させる上で、農薬の使用法の改善以外に、ゴルフ場の集排水系統、排水処理施設の改修や地形、構造の改変等を必要とすると認められる場合には、現地の実情に即し、これらに関する具体的な方策を検討の上、必要な措置を講ずるようゴルフ場関係者を指導する。

(以下略)

(5)地域特性等への配慮

(前略)

また、排水口以外の地点において試料採取が行われた場合の調査結果については、指針値を基にその地点の集水域と排水口の地点の集水域の差異等を勘案して、所要の指導を行うものとする。この場合において、下流河川等の水域における調査結

①別表に掲げた水濁に係る暫定指導指針値については、今後、環境省が新たに水濁基準値を設定した場合にはその値の10倍値を水濁指針値とする。

②水濁基準値及び水産基準値が設定又は改正された場合にはその値の10倍値を指針値とする。

なお、水濁基準値及び水産基準値については、以下の環境省のホームページに掲載しているので、随時確認されたい。

(水濁基準値) <http://www.env.go.jp/water/dojo/noyaku/odaku-kijun/kijun.html>

(水産基準値) <http://w.env.go.jp/water/sui-kaitei/kijun.html>

(4)改善措置について

排出水中の農薬濃度が指針値を超える場合には、次の措置をとるものとする。

ア ゴルフ場下流に近接して水道水源や養殖場等利水施設が存在する場合には、調査結果を周知すべき関係者に直ちに連絡し、当該施設における水質調査を行うとともに、ゴルフ場からの農薬の流出に起因して利水目的の維持達成等に支障が生じないよう万全の措置を講ずるものとする。

イ(略)

ウ 農薬の使用時期、回数等所定の使用法の遵守、流出が少ない農薬の種類や剤型の選択等農薬使用の適正化、可能な範囲での農薬の使用量の削減等について、関係部局等と十分連携をとりつつ、ゴルフ場関係者を指導する。

エ 排出水中への農薬の流出を低減させる上で、農薬使用の改善のほか、ゴルフ場の集排水系統、排水処理施設の改修や地形、構造の改変等を必要とすると認められる場合には、現地の実情に即し、これらに関する具体的な方策を検討の上、必要な措置を講ずるようゴルフ場関係者を指導する。

(以下略)

(5)地域特性等への配慮

(前略)

また、排水口以外の地点において調査が行われた場合の調査結果については、指針値を基に、その地点の集水域と排水口の地点の集水域の差異等を勘案して、所要の指導を行うものとする。この場合において、下流河川等の水域における調査結果に

果については、一般に排水が河川等の水域に流入する場合に適用されている諸基準との関係等を勘案するものとする。

(6)・(7) (略)

別表

農薬名	水濁指針値(mg/L)
(殺虫剤)	
(削除)	(削除)
(削除)	(削除)
ダイアジノン	0.05
チオジカルブ	0.8
トリクロルホン(DEP)	0.05
(削除)	(削除)
ペルメトリン	1
ベンスルタップ	0.9
(殺菌剤)	
イプロジオン	3
イミノクタジンアル	0.06
ベシル酸塩及びイミノクタジン酢酸塩	(イミノクタジンとして)
(削除)	(削除)
(削除)	(削除)
シプロコナゾール	0.3
チウラム(チラム)	0.2
チオフアネートメチル	3
(削除)	(削除)
トルクロホスメチル	2
バリダマイシン	12
ヒドロキシイソキサゾール(ヒメキサゾール)	1
ベノミル	0.2
(削除)	(削除)
(除草剤)	
(略)	(略)

注1 (略)

注2 : 表に掲げた農薬の指針値についても、今後新たに永濁基準値が設定された場合にはその値を10倍した値を指針値とする。

(以下略)

については、一般に排水が河川等の水域に流入する場合に適用されている諸基準との関係等を勘案するものとする。

(6)・(7) (略)

別表

農薬名	水濁指針値(mg/L)
(殺虫剤)	
<u>イソキサチオン</u>	<u>0.08</u>
<u>クロルピリホス</u>	<u>0.02</u>
ダイアジノン	0.05
チオジカルブ	0.8
トリクロルホン(DEP)	0.05
<u>フェントロチオン(MEP)</u>	<u>0.03</u>
ペルメトリン	1
ベンスルタップ	0.9
(殺菌剤)	
イプロジオン	3
イミノクタジンアル	0.06
ベシル酸塩及びイミノクタジン酢酸塩	(イミノクタジンとして)
<u>キャプタン</u>	<u>3</u>
<u>クロロタロニル(TPN)</u>	<u>0.4</u>
シプロコナゾール	0.3
チウラム(チラム)	0.2
チオフアネートメチル	3
<u>テトラコナゾール</u>	<u>0.1</u>
トルクロホスメチル	2
バリダマイシン	12
ヒドロキシイソキサゾール(ヒメキサゾール)	1
ベノミル	0.2
<u>ホセチル</u>	<u>23</u>
(除草剤)	
(略)	(略)

注1 (略)

注2 : 表に掲げた農薬の指針値についても、今後新たに水濁基準値が設定された場合にはその値の10倍値を指針値とする。

(以下略)

8. 「生活環境動植物に係る農薬登録基準の設定について（第二次答申）」について

生活環境動植物に係る農薬登録基準の設定について（第二次答申）（案）

目次	第1 経緯.....	1
第2	野生ハナバチ類の影響評価に係るこれまでの取組.....	1
1	背景.....	1
2	野生ハナバチ類に係る取組.....	2
第3	野生ハナバチ類に係る農薬登録基準の設定方法.....	2
1	基本的考え方.....	2
2	農薬登録基準の設定方法.....	2
3	適用開始.....	4
第4	野生ハナバチ類に係る農薬登録基準の内容.....	4
第5	今後の課題.....	5
	（別紙）生活環境動植物に係る農薬登録基準の設定における野生ハナバチ類の取扱いについて	6

参考資料

（参考1）関係法令	16
（参考2）農薬取締法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（抜粋）	17
（参考3）環境基本計画	18

生活環境動植物に係る農薬登録基準の設定について（第二次答申）（案）

第1 経緯 平成30年6月15日に農薬取締法の一部を改正する法律（平成30年法律第53号。以下「改正法」という。）が公布され、農薬の動植物に対する影響評価の対象が、従来の水産動植物から、陸域を含む生活環境動植物（その生息又は生育に支障を生ずる場合には人の生活環境の保全上支障を生ずるおそれがある動植物をいう。）に拡大され、令和2年4月1日に施行される予定となっている（参考1）。

このため、改正法施行後、これまでの水産動植物に係る農薬登録基準に代わり、生活環境動植物に係る農薬登録基準を定めていくことを見据えて、平成30年7月10日に、環境大臣から中央環境審議会に対し、「生活環境動植物に係る農薬登録基準の設定について」の諮問がなされた。これを受けて、同審議会土壤農薬部会農薬小委員会（以下「農薬小委員会」という。）において審議を行い、平成31年2月7日に、環境大臣に対し、「生活環境動植物に係る農薬登録基準の設定について（第一次答申）」（以下「第一次答申」という。）として、

- ・陸域の生活環境動植物として、鳥類を評価対象動植物としてリスク評価を行い、農薬登録基準を設定すること
- ・植物の授粉に重要な役割を果たす野生のハチ類のリスク評価の方法についても検討を進め、必要に応じ、評価対象動植物に加えること等を答申した。

第一次答申を踏まえ、引き続き、農薬小委員会において、野生のハチ類の取扱いについて審議を進め、今般、第二次答申としてとりまとめた。

第2 野生ハナバチ類の影響評価に係るこれまでの取組

1 背景

欧米では、ミツバチの大量失踪（いわゆる「蜂群崩壊症候群」(Colony Collapse Disorder：CCD)）が一部の国において問題となり、その原因がネオニコチノイド系農薬等の浸透移行性¹の殺虫剤である可能性が指摘され、一部の農薬の使用や新たな登録が制限されている。

日本国内では、CCDの発生は認められていないものの、ミツバチの減少事案の中には原因として農薬が疑われるものも存在することから、農林水産省は、被害軽減対策の推進に加え、ミツバチに対する農薬のリスクの一層の軽減を図るため、ミツバチの評価方法の改善を行い、令和2年度から農薬の登録審査において導入する予定となっている。

¹ 根や葉から吸収され、植物体内を移行することで、これらを摂食した害虫や病原菌等に対し効果を示す性質

2 野生ハナバチ類に係る取組

環境省では、平成 26 年度から平成 28 年度まで、浸透移行性の殺虫剤を中心に、野生ハナバチ類等の昆虫類に対する影響調査を実施するなど、科学的知見の集積に取り組んできた。

これらの成果とともに、収集された国内外の文献等の科学的知見を合わせて、総合的に検討を行い、我が国における浸透移行性の殺虫剤等による昆虫類への影響について科学的な評価を行うため、平成 28 年 11 月に「農薬の昆虫類への影響に関する検討会」（座長：五箇公一国立環境研究所生態リスク評価・対策研究室室長）が設置された。同検討会では、平成 29 年 10 月までに 6 回の検討を行い、同年 11 月に報告書「我が国における農薬がトンボ類及び野生ハナバチ類に与える影響について（農薬の昆虫類への影響に関する検討会報告書）」としてとりまとめた（第一次答申 pp. 2-3 参照）。

このような中、平成 30 年 6 月に改正法が公布されたことを受けて、環境省では、農薬の野生ハナバチ類に対する影響の評価方法について調査検討を行い、現時点での科学的知見をもとに、評価方法案をとりまとめた。

第 3 野生ハナバチ類に係る農薬登録基準の設定方法

1 基本的考え方

野生ハナバチ類については、第一次答申において示したとおり、植物の授粉に重要な役割を果たす花粉媒介昆虫であることに加え、

- ・欧米等において、農薬による被害のおそれがある対象としてリスク評価、規制が行われていること
- ・我が国でも、農林水産省が、養蜂用ミツバチに対する新たなリスク評価の導入を予定していること（「第 2 野生ハナバチ類の影響評価に係るこれまでの取組」参照）

等を勘案すれば、評価対象動植物に加えることが適当である。

その一方で、改正法に係る参議院農林水産委員会の附帯決議において「リスク評価手法の早急な確立」と「農薬メーカーの負担への配慮」が指摘されている（参考 2）ことについても十分に考慮する必要があることから、野生ハナバチ類については、試験方法が公的なテストガイドラインとして確立されており、なおかつ摂餌量等のデータが充実しているセイヨウミツバチを供試生物とした試験成績に基づき、リスク評価を行う。

2 農薬登録基準の設定方法

第一次答申において示したとおり、陸域の生活環境動植物は、その種類によって環境中での農薬のばく露経路が異なることを踏まえ、鳥類とは別に、野生ハナバチ類について農薬登録基準を設定する。

具体的には、(別紙)「生活環境動植物に係る農薬登録基準の設定における野生ハナバチ類の取扱いについて」を踏まえることとし、以下の方法により行うことが適当である。

- ① 野生ハナバチ類の個体群の維持を保護目標とするが、個体群動態の評価方法については科学的知見の集積が必要とされるため、当面の評価対象は、社会性を有する在来種の野生ハナバチ類とし、蜂群が維持されれば個体群は維持されることを前提として、段階的な評価法を採用する。
- ② 第1段階評価では、セイヨウミツバチを供試生物とした毒性評価、及び、セイヨウミツバチの摂餌量等のデータを用いたばく露量の予測により、リスク評価(③～⑦)を行う。
- ③ 成虫の単回接触毒性試験を必須として要求するほか、成虫又は幼虫について、農薬が残留した花粉・花蜜の摂餌に伴う経口ばく露が想定される場合、それぞれ単回経口毒性試験を要求する²。
- ④ 要求された毒性試験ごとに、セイヨウミツバチの毒性値(LD₅₀)を種間差による不確実係数(10)で除して、野生ハナバチ類の毒性値(換算値、LD₅₀相当)を算出する。自然死亡率10%を蜂群に影響があるとはみなさない水準として、LD₁₀に変換する係数(0.4)を乗じることで、野生ハナバチ類基準値(LD₁₀相当)とする。
- ⑤ セイヨウミツバチの接触ばく露量は、1頭当たりの農薬付着量(70nL/bee)に、有効成分濃度を乗じることにより推計する。セイヨウミツバチの経口ばく露量は、摂餌量(成虫:150mg/day、幼虫:124mg/day)に、花粉・花蜜の農薬残留量(予測濃度)を乗じることにより推計する。
- ⑥ ⑤で得られるセイヨウミツバチの予測ばく露量に「ばく露確率」を乗じて、野生ハナバチ類の予測ばく露量(成虫・接触ばく露量、成虫・経口ばく露量、幼虫・経口ばく露量)を算定する。
- ⑦ いずれかのばく露経路において、⑥が④を超過する場合は、使用方法の見直し等、リスク管理措置の検討を行うことにより、予測ばく露量の低減を図る。なお、経口ばく露量の場合は、花粉・花蜜の農薬残留試験による実測値等を用いることにより、予測ばく露量を精緻化することも可能とする。

² 1巡目の再評価スキームにおいては、セイヨウミツバチ成虫の単回接触毒性試験以外は対象を限定することとする。すなわち、当該試験の結果、一定以上の毒性(LD₅₀ < 11 µg/bee)を有する農薬及び脱皮阻害等を幼虫に起こす影響が懸念される昆虫成長制御剤を対象とする。

また、幼虫の単回経口毒性試験は、反復経口毒性試験をもって代用できる。この場合において、幼虫・反復経口毒性試験の毒性値(LDD₅₀)を、幼虫・単回経口毒性試験の毒性値(LD₅₀)とみなす。

また、④において、成虫の経口ばく露（単回）に係る野生ハナバチ類基準値が算出されている場合、当該基準値を10で除して、成虫の経口ばく露（反復）に係るLDD₁₀推定値とする。⑥で得られる成虫・経口ばく露量が当該推定値を超過する場合は、蜂群への反復影響が懸念されるものとして、さらに成虫の反復経口毒性試験を要求し、④（野生ハナバチ類基準値の設定³）及び⑦（予測ばく露量との比較・精緻化等）を再度行う。

- ⑧ ⑦によっても、なお予測ばく露量が、野生ハナバチ類基準値を超過する場合には、第2段階評価として、使用実態を模した蜂群単位での試験を実施し、ばく露量の推定及び蜂群の状態の観察を行う。なお、当面は、セイヨウミツバチにおける半野外試験（又は野外試験）による蜂群への影響評価結果を勘案しつつ、総合的に判断する。
- ⑨ ②から⑧に掲げたリスク評価の結果、リスクが許容できないと判断される場合には、野生ハナバチ類への著しい被害のおそれがある（登録拒否）とする。

3 適用開始

上記のとおり、養蜂用ミツバチに係るリスク評価が令和2年度から導入されること、また、野生ハナバチ類に係る農薬登録基準の設定にあたっては、セイヨウミツバチを供試生物とする試験成績を用いることを踏まえ、可能な限り早い時期に、野生ハナバチ類に係るリスク評価を導入することが適当である。

第4 野生ハナバチ類に係る農薬登録基準の内容

昭和46年農林省告示第346号（平成31年環境省告示第62号による改正後の告示。以下「基本告示」という。）第3号においては、陸域の生活環境動植物について、申請書の記載に従い当該農薬を使用することにより、以下の要件を満たす場合は、農薬取締法第4条第1項第8号に掲げる場合に該当することとしている（参考1）。

【陸域の生活環境動植物】

当該農薬が飛散し、又は農作物等その他の生活環境動植物が摂取するものに残留した場合に陸域の生活環境動植物の被害の観点から予測される当該農薬を使用した場所の周辺に生息し、又は生育する当該生活環境動植物がばく露する当該種類の農薬の成分の量が、当該種類の農薬の毒性に関する試験成績に基づき当該生活環境動植物ごとに環境大臣が定める基準に適合しないものとなること。

基本告示第3号に規定する「当該生活環境動植物ごとに環境大臣が定める基準」のうち、野生ハナバチ類については、以下のように設定することが適当である。

³ この場合において、④中「LD₅₀」「LD₁₀」を、それぞれ「LDD₅₀」「LDD₁₀」と読み替える。

【陸域の生活環境動植物（野生ハナバチ類）】

基本告示第3号の環境大臣が定める基準は、次の表の農薬の成分の欄に掲げる農薬の成分について、ばく露経路ごとに、野生ハナバチ類予測ばく露量が、同表の基準値の欄に定める値を超えないこととする。

農薬の成分	基準値 ⁴
●●●	成虫の接触ばく露について、▲▲μg/bee 成虫の経口ばく露（単回）について、▲▲μg/bee 成虫の経口ばく露（反復）について、▲▲μg/bee/day 幼虫の経口ばく露（単回）について、▲▲μg/bee

（注）基準値は、設定されたものに限り記載する。

第5 今後の課題

野生ハナバチ類のリスク評価手法については、引き続き、科学的な知見をし、将来に向けて見直していくことが必要である。特に、野生ハナバチ類に関する蜂群を対象とした試験のガイドラインはまだ確立していないことから、第2段階評価に係るばく露量の推定方法及び蜂群の状態の観察方法について検討する必要がある。

（別紙参照）

また、他のリスク評価同様、不確実性を含むものであることを踏まえ、本リスク評価を受けて登録された農薬が、実際に野生ハナバチ類の個体群維持に著しい被害を及ぼしていないことを確認する必要がある。自然界における個体数の増減の要因は様々であり、特定が容易ではないことも考慮しつつ、モニタリング等の有効なリスク管理手法を検討する必要がある。

このほか、平成30年4月17日に閣議決定された第5次環境基本計画（参考3）を踏まえ、第一次答申において示した「長期ばく露による影響評価の導入」や、「その他の評価対象動植物の選定」についても、引き続き検討を進める必要がある。

⁴ 別紙表3のとおり、接触ばく露及び経口ばく露（単回）については LD₁₀相当値 [μg/bee] が基準値となる一方、経口ばく露（反復）については LDD₁₀相当値 [μg/bee/day] が基準値となるため、単位が異なる。

10. 食品衛生法改正

食品衛生法等の一部を改正する法律(平成30年6月13日公布)の概要	
改正の趣旨	○ 我が国の食をとりまく環境変化や国際化等に対応し、食品の安全を確保するため、広域的な食中毒事案への対策強化、事業者による衛生管理の向上、食品による健康被害情報等の把握や対応を的確に行うとともに、国際整合的な食品用器具等の衛生規制の整備、実態等に応じた営業許可・届出制度や食品リコール情報の報告制度の創設等の措置を講ずる。
改正の概要	1. 広域的な食中毒事案への対策強化 国や都道府県等が、広域的な食中毒事案の発生や拡大防止等のため、相互に連携や協力を行うこととともに、厚生労働大臣が、関係者で構成する広域連携協議会を設置し、緊急を要する場合には、当該協議会を活用し、対応に努めることとする。 2. HACCP(ハサップ)*に沿った衛生管理の制度化 原則として、すべての食品等事業者は、一般衛生管理に加え、HACCPに沿った衛生管理の実施を求める。ただし、規模や業種等を考慮した一定の営業者については、取り扱う食品の特性等に応じた衛生管理とする。 * 事業者が食中毒菌汚染等の危害要因を把握した上で、原材料の入荷から製品出荷までの全工程の中で、危害要因を除去低減させるために特に重要な工程を管理し、安全性を確保する衛生管理手法。先進国を中心に義務化が進められている。 3. 特別の注意を必要とする成分等を含む食品による健康被害情報の収集 健康被害の発生を未然に防止する見地から、特別の注意を必要とする成分等を含む食品について、事業者から行政への健康被害情報の届出を求める。 4. 国際整合的な食品用器具・容器包装の衛生規制の整備 食品用器具・容器包装について、安全性を評価した物質のみ使用可能とするポジティブリスト制度の導入等を行う。 5. 営業許可制度の見直し、営業届出制度の創設 実態に応じた営業許可業種への見直しや、現行の営業許可業種(政令で定める34業種)以外の事業者の届出制の創設を行う。 6. 食品リコール情報の報告制度の創設 営業者が自主回収を行う場合に、自治体へ報告する仕組みの構築を行う。 7. その他(乳製品・水産食品の衛生証明書の添付等の輸入要件化、自治体等の食品輸出関係事務に係る規定の創設等)
施行期日	公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日(ただし、1. は1年、5. 及び6. は3年)

11. 食品ロスの削減の推進に関する法律の施行について

食品ロスの削減の推進に関する法律の概要

<食品ロスの問題> ・我が国ではまだ食べることができる食品が大量に廃棄 ・持続可能な開発のための 2030 アジェンダ(2015年9月国連総会決議)でも言及 資源の無駄(食料コスト・家計負担の増大)、環境負荷の増大等の課題も	
前文	・世界には栄養不足の状態にある人々が多数存在する中で、とりわけ、大量の食料を輸入し、食料の多くを輸入に依存している我が国として、真摯に取り組むべき課題であることを明示 ・食品ロスを削減していくための基本的な視点として、①国民各層がそれぞれの立場において主体的にこの課題に取り組む。社会全体として対応していくよう、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくこと、②まだ食べることができる食品については、廃棄することなく、できるだけ食品として活用するようにしていくことを明記 ⇒多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進するため、本法を制定する旨を宣言
食品ロスの削減の定義(第2条)	まだ食べることができる食品が廃棄されないようするための社会的な取組
責務等(第3条～第7条)	国・地方公共団体・事業者の責務、消費者の役割、関係者相互の連携協力
食品廃棄物の発生抑制等に関する施策における食品ロスの削減の推進(第8条)	食品リサイクル法等に基づく食品廃棄物の発生抑制等に関する施策の実施に当たっては、この法律の趣旨・内容を踏まえ、食品ロスの削減を適切に推進
食品ロス削減月間(第9条)	食品ロスの削減に関する理解と関心を深めるため、食品ロス削減月間(10月)を設ける
基本方針等(第11条～第13条)	・政府は、食品ロスの削減の推進に関する基本方針を策定(閣議決定) ・都道府県・市町村は、基本方針を踏まえ、食品ロス削減推進計画を策定
基本的施策(第14条～第19条)	①消費者、事業者等に対する教育・学習の振興、知識の普及・啓発等 ※必要量に応じた食品の販売・購入、販売・購入をした食品を無駄にしないための取組等、消費者と事業者との連携協力による食品ロスの削減の重要性についての理解を深めるための啓発を含む ②食品関連事業者等の取組に対する支援 ③食品ロスの削減に関し顕著な功績がある者に対する表彰 ④食品ロスの実態調査、食品ロスの効果的な削減方法等に関する調査研究 ⑤食品ロスの削減についての先進的な取組等の情報の収集・提供 ⑥フードバンク活動の支援、フードバンク活動のための食品の提供等に伴って生ずる責任の在り方に関する調査・検討
食品ロス削減推進会議(第20条～第25条)	内閣府に、関係大臣及び有識者を構成員とし、基本方針の案の作成等を行う食品ロス削減推進会議(会長：内閣府特命担当大臣(消費者及び食品安全))を設置 施行期日：公布日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日

13. 「大阪府農業用ドローンによる農薬散布に係る安全使用実施要領」の制定

大阪府農業用ドローンによる農薬散布に係る安全使用実施要領

(目的)

第1条 この要領は、無人マルチローターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン（令和元年7月30日付け元消安第1388号農林水産省消費・安全局長通知。以下「ガイドライン」という。）に定めるもののほか、農業用ドローンによる農薬散布の適正かつ安全な実施のため必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この要領において、農業用ドローンとは、マルチローター型の小型無人航空機（ほぼ垂直な軸周りに回転する三つ以上の回転翼によって主な揚力及び推進力を得る回転翼無人航空機）をいう。

2 この要領において、実施者とは、農薬取締法(昭和23年法律第82号)第2条第1項及び第2項に規定する農薬を散布する者もしくは農薬散布を自らが行わずに他者に委託する者をいう。

(実施者の責務)

第3条 実施者は、農業用ドローンによる農薬散布に際しては、次の法令及び関連通知を遵守し、農薬の適正使用及び農薬の飛散や事故の防止に細心の注意を払うとともに、事前に周辺住民に対して周知を図る行うものとする。

ア 農薬取締法

イ ガイドライン

ウ 住宅地等における農薬使用について(平成25年4月26日付け25消安第175号・環水大土発第1304261号農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長通知)

エ 航空法(昭和27年法律第231号)

オ その他、農業用ドローンの安全飛行や農薬の安全使用に係る各種通知

(農薬散布計画の提出)

第4条 実施者のうち農薬を散布する者は、農業用ドローンによる農薬散布を行う20日前までに様式1号により農薬散布計画を大阪府環境農林水産部農政室長（以下「農政室長」という。）に提出するものとする。

2 農政室長は、提出のあった農薬散布計画を、該当する市町村等へ情報提供するとともに、実施者に対し、必要に応じて助言指導を行うものとする。

(事前チェックの実施)

第5条 実施者のうち農薬を散布する者は、農業用ドローンによる農薬散布を安全に行うため、散布前に様式2号により事前チェックを実施し、その記録を散布日から1年間保管しておくものとする。

(事故発生時の対応)

第6条 ガイドライン第3の1に示す事故が発生した場合、実施者は直ちにガイドライン第3の2に定める、事故報告書を農政室長に提出するものとする。

2 農政室長は、提出のあった事故報告書に基づき現地確認を行い、必要に応じて再発防止の検討及び指導助言を行うものとする。

(農薬安全使用技術及び安全飛行技術の向上)

第7条 実施者は、事故を防止し、また、均一に農薬を散布し、農薬が目的の場所以外に飛散しないよう操作技術の向上に努めるとともに、大阪府が行う農薬適正使用に係る講習会に積極的に参加するなど、資質の向上を図るものとする。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

この要領は、令和元年12月25日に施行し、令和2年4月1日以降に実施する農薬散布に適用する。

14. 無人航空機による農薬等の空中散布に関する Q&A (使用者向け)

無人航空機による農薬等の空中散布に関する Q&A (使用者向け)

令和 2 年 4 月 13 日農林水産省消費・安全局植物
防疫課

目 次

○航空法に関して	4
【航空法に関して】	4
Q1 農薬等の空中散布の前にとらなければならない手続きは何ですか。 また、手続きは空中散布のどれくらい前に行う必要があるのですか。	4
Q2 ドローンで農薬散布を行うために必要な資格がありますか。	5
農薬散布のオペレーターとして、操縦技能の認証を受けるにはどうすればよいのですか。 その技能認証の有効期間や手数料はどれくらいですか。	5
Q3 飛行の許可・承認に必要なドローンの飛行経歴はどの程度あれば良いのでしょうか。	5
Q4 農薬散布用の機体は航空法に基づく許可・承認はされるのですか。	6
農薬散布に利用できる機体に制限があるのですか。	6
Q5 農薬散布を自動操縦で行う場合には制限があるのですか。	6
Q6 飛行マニュアルに基づかない農薬散布を行った場合には罰則等があるのですか。	7
Q7 目視で飛行させる場合に、機体と操縦者の距離はどの程度の距離まで飛行させることができる のですか。	7
【規制の見直しに関して】	8
Q8 ドローンで農薬等の空中散布を行うためには、特定の団体を通じて申請を行わなければならない のですか。	8
Q9 航空法における飛行の許可・承認の代行申請は継続されないのですか。	8
Q10 農薬等の空中散布を行う際、補助者（ナビゲーター）は必ず配置しなければならないのです か。	9
○空中散布ガイドラインについて	10
【空中散布ガイドラインとは】	10
Q11 空中散布ガイドラインの法令上の位置付けはどのようなものですか。	10

空中散布ガイドラインの根拠となる法律は何ですか。……………	10
Q12 ドローンを使用して農薬散布を行う場合には、農林水産省の空中散布ガイドラインを守る義務があるのですか。……………	11
空中散布ガイドラインに基づかない農薬散布を行った場合、罰則等があるのですか。…	11
Q13 規制改革での議論を受け、無人ヘリコプターの運用はどのように変わるのですか。……………	12
Q14 空中散布ガイドラインにおける無人マルチローターとは何ですか。……………	13
Q15 ドローンを使用して散布できる農薬はどのようなものですか。……………	14
Q16 空中散布ガイドラインにおける「空中散布の実施区域」とは何ですか。……………	14
Q17 空中散布ガイドラインにおける「有機農産物の生産ほ場」は何を指すのですか。……………	15
Q18 空中散布ガイドラインにおいて「実施区域及び実施除外区域の設定」を行う理由とその効果は何ですか。……………	15
Q19 空中散布ガイドラインにおいて「散布薬剤の種類及び剤型の選定」を行う理由とその効果は何ですか。……………	16
Q20 空中散布ガイドラインにおいて「空中散布の計画を見直す」場合には、どのようなことを検討すれば良いのですか。……………	16
Q21 空中散布ガイドラインにおける「防除委託者」及び「防除実施者」とは、どのような者を指しているのですか。……………	17
Q22 空中散布ガイドラインにおいて、空中散布の情報提供は、誰に何をいつ提供すれば良いのですか。……………	17
Q23 空中散布ガイドラインにおける「都道府県農薬指導部局」とは、どのような部局を指しているのですか。……………	18
【散布計画、散布実績について】……………	20
Q24 ドローンによる農薬等の空中散布に関して、散布計画や散布実績の作成、提出が必要ですか。……………	20
Q25 ドローンによる農薬等の空中散布を行った場合に、何か報告が必要ですか。……………	21
Q26 航空法の許可・承認申請とは別に、都道府県に農薬の散布計画を提出する必要がありますか。……………	21
【空中散布前の留意事項】……………	22
Q27 飛行経路はどのように設定すればよいでしょうか。……………	22
Q28 実施区域外への農薬の飛散（ドリフト）を防止するために、どのような対策がありますか。……………	22
Q29 農薬暴露を回避する防護装備とはどのようなものですか。……………	23
Q30 操縦者、補助者の安全を確保するためには、どのようにすればよいでしょうか。……………	23

【空中散布中の実施事項】	24
Q31 風向きや風速による散布の影響をどの程度考慮すればよいでしょうか。	24
Q32 散布中の事故を防ぐためには、どのようにしたらよいでしょうか。	24
Q33 農薬残液の処理方法はどのようにすればよいでしょうか。	25
【事故発生時の対応】	26
Q34 無人航空機による農薬等の空中散布を行った際に、事故が発生した場合にはどうしたらよいの ですか。	26
○その他	27
【機種認定・登録、操縦者の技能認証】	27
Q35 （一社）農林水産航空協会によるドローンの機体・操縦者の認定は必要ですか。	27
Q36 農薬の空中散布に使用できる無人マルチローターはどのような機体ですか。	28
Q37 ドローンの散布性能について、性能を確認し認証を行う機関はないのですか。	28
Q38 民間企業等が、無人ヘリコプターの登録代行機関に登録されるためには、どうすればよいです か。	29
【その他】	30
Q39 無人航空機の機体の保管に際して、注意すべき点がありますか。	30
Q40 無人航空機に使用できる農薬が少ない。使える農薬を増やしてほしい。	30

Ⅱ. 緑の安全管理士会関係

1 2019 年度支部大会（兼更新研修会）の報告

(1) 管理士の状況

- ①2019 年 9 月 25 日時点で届出住所の確認できた管理士 2,988 名へ案内。(前年:3,003 名)
- ②更新対象の管理士 515 名(同 485 名)へは、更新研修受講申込書などを封書で案内。
- ③他の管理士 2,473 名(同 2,518 名)には、支部大会(兼「更新研修会」)参加の有無を往復葉書で案内方・照会しました。



(2) 資格更新要件の変更（資格更新研修実施要領改正）

従前は、資格取得後（認定・更新）4年間に1回以上、加えて、更新年度となる5年目の研修会への出席でした(変更前)。 **2019 年度からは**、資格取得後4年間での参加は任意となり、更新年度（5 年目）の更新研修には必ず出席し、所定のカリキュラムを受講することで認定更新することに変更されました（参照:35 頁）。

(3) 2019 年度の更新研修テーマ

- (1) 農薬行政の動向
 - －農取法の一部改正を踏まえて最近の変更点などー（農水省）
- (2) 農薬の環境影響に係るリスクの評価と管理
 - －生活環境動植物に対する農薬の影響評価などー（環境省）
- (3) 農薬の登録状況を巡る話題
 - －除草剤の使用基準における留意点などー（FAMIC）、
- (4) 外来雑草による被害と防除対策（（公財）日本植物調節剤研究協会）

(4) 出席者等の内訳（下表参照）

2019 年度の更新研修会(兼「支部大会」以下同)は、2019 年の11月22日(木)の北海道支部から開始、2020 年 1 月 30 日(木)の関東支部②で終了しました。

管理士の参加総数は 881 名(前年 1,149 名)、内訳では、資格更新者が 338 名(同 392 名)、一般では 543 名(同 757 名)でした。参加率で見ると、資格更新対象者が 86%(同 81%)、一般が 22%(同 30%)で、全体では 30%(同 38%)でした。

2019年度 管理士会支部大会の概要(出席者数)

支部名	更新			一般			合計		
	該当者	更新者	更新率	該当者	出席者	参加率	該当者	出席者	参加率
北海道	53	32	60.4%	225	30	13%	278	62	22.3%
東北	58	41	70.7%	302	49	16%	360	90	25.0%
関東①	105	66	62.9%	504	142	28%	609	208	34.2%
関東②	107	92	86.0%	534	135	25%	641	227	35.4%
東海・北陸	63	36	57.1%	309	59	19%	372	95	25.5%
近畿	49	24	49.0%	226	49	22%	275	73	26.5%
中国・四国	37	21	56.8%	183	36	20%	220	57	25.9%
九州・沖縄	43	26	60.5%	190	43	23%	233	69	29.6%
2019年度	515	338	65.6%	2,473	543	22%	2,988	881	29.5%
2018年度	491	392	80.8%	2,518	757	30%	3,003	1,149	38.3%

(5) アンケートの要望等に対する対応 (2020 年度方針)

① 資格更新研修会（兼支部大会）のテーマ設定の背景を説明してほしい。

（事務局が目的としているところの説明不足が途中退席を助長しているのでは？）

研修会の冒頭で、テーマ設定の考え方などをご説明することと致します。

② 2019 年度に変更された管理士資格の更新要件を知りたい。

資格取得(新規・更新)後4年間の研修会参加は、4年間に1回以上でしたが参加は任意へ変更されました。なお、5年目の更新年度の研修会参加は必須で変更はありません。

〈見直し背景〉

更新研修会への参加は、現場の調整(人員の遣り繰り)や遠隔地からの参加に要する時間的・経費的な負担が資格の継続(更新)を困難にしているとの改善要望等への対応。

③ 緑の安全管理士の資格は、法的に必要なとされる資格ですか。

法的には明記されていませんが「住宅地等における農薬散布について(平成 25 年 5 月、農水省、環境省・両局長連名)」においては、「当該業務の実質上の責任者が農薬管理指導士や緑の安全管理士等の資格を有していることを入札要件として規定する。」の明示により、既に受委託に反映されています。

2017(平成 29)年度の小学校における農薬散布に係る被害事案では、農水省・環境省は文部科学省を介して都道府県・市区町村教育委員会に『「住宅等における農薬散布について」の再周知・指導の徹底について』をもって、再発防止に努めています。急な問合せもあり、今後、農薬散布等に係る入札の資格要件としての要求が高まると推察しています。(詳細：みどりのたより 70 号既報)

④ 管理士資格取得のメリットとなるので、薬剤散布等の委託業務に係る市町村等の入札には、「緑の安全管理士」資格を働きかけるべきではないか。

〈対処〉住宅地等通知(平成25年4月農水省、環境省・両局長連名)において「当該業務の実質上の責任者が農薬管理指導士や緑の安全管理士等の資格を有していることを入札の資格要件として規定する。」などの取組事例として既に明記されていること。

⑤ 「緑の安全管理士」と都道府県の「農薬指導士等」との違い(メリット、デメリット)。

〈対処〉住宅地等通知に明記の「入札の資格要件となる業務の実施上の責任者」は、都道府県の農薬指導士等の場合は、基本的には資格を取得した都道府県下(注)でのみ有効な資格と位置づけられますが、緑の安全管理士については、行政域等による区分はないことから広域な植栽管理業務には適していると考えます。

注) 都道府県によっては相互で有効の場合があること。

⑥ 資格更新研修の受講料が高すぎるのではないか。

〈対処〉5年毎の更新時に受講料(2019=20,200 円)として納付いただいておりますが、年会費として試算すると4,000 円×5年間分相当と考えます。

経費の内訳は、①更新研修に係る受講案内経費、資料代、講師料(旅費等)、会場借用料、②更新者への認定証書等の作成・送料代などの直接的な経費、及び③毎年度の研修会案内(同資料代等)など。

④会報「みどりのたより」(年3回)の作成・送料代などの経費を合算すると実費ベースでも4,000 円/年以上となっています。

⑦ 狭隘な会場の解消、椅子席に余裕が欲しいや席が狭い。

〈対処〉各支部の過去5カ年の実績から想定される参加申込者数の2割増の席数を目処に会場を1年前に確保して、施設側と準備しています。

なお、新梅田会場(大阪駅)は、最寄り駅から不便・手狭となったため 2018 年度から新大阪駅東口(CIVI 研修センター新大阪東)へ会場を変更しています。

[2017 年度:福岡会場(輻輳)は、JR 博多シティ会議室へ変更。]

- ⑧ 社内の業務や現場と調整した上で参加しているが、途中退席者が多く見受けられるので、事務局は出席確認を最後とするなど毅然とした姿勢を見せて頂きたい。

(また、退席者の容認は、管理士資格の信頼が損なわれるとの指摘など…多々。)

- ⑨ 休息を挟んで退席されているが、これで資格更新が平等に行われることに疑問を抱くので事務局には善処を要望します。

〈対処〉公益法人の認定資格者として、第三者から理解や信頼が得られる管理士資格の更新研修会であることの自覚と理解をお願いします。

開催日程(2019 年度日程・巻末参照)は、3 月には当協会 HP への公表に努めていますので、業務等との事前調整をお願いします。

なお、管理士会役員会では、『管理士は積極的に出席すべきとの意識を喚起するも参加の可否は自己責任であり、特段の途中退席対策を管理士会として検討することは不要。』との結論に至りました。

- ⑩ 支部での開催は、関東地区と同様に2回実施することで参加を容易にできないか。

〈対処〉 関東地区の管理士数は、2019 年度で1,250 名(更新対象は 212 名)と多数のため 400 名規模の会場を2回使用するに分けざる得ないこと。

経費負担(更新料)を抑える上からも1研修会場は100名程としていること。

年間の研修日程を早期にご案内(2019 年度:4 月に HP・会報掲載)していますので、管理士の方々には業務等の調整をお願いしているところです。

[解説:会場の準備と会場使用料]

- (1)会場の確保:

2019 年度の開催時に次回 2020 年度を仮予約。全体の予約を確認・調整後に7 支部全体(8会場)の年間研修日程を作成しています。

- (2)予約人数:

各過去5年間の最多出席人数を参考にプラス 1 割程。

- (3)研修会の案内:

9 月末の届出住所(約 3,000 名)を基に、更新対象者の 515 名と、支部大会案内対象となる管理士の約 2,500 名の各研修履歴に応じてご案内を郵送しています。

- (4)関東支部①②における過去5年の例では

出席との回答は 250~350 名の範囲ですが、当日の 50~80 名増減に対処できる「つつじホール(収容 402 名)」を利用せざる得ない現状にご理解をお願いします。

- (5)会場使用料(2019 年度実績)

・ホテル利用:11.9 万円~12.5 万円、・会議室施設:7万円~13.5 万円

- ⑪ 所属支部での研修案内(日時等)が届いたが他の支部での受講は可能ですか。

〈対処〉 ご案内の資格更新研修会場(兼支部大会)は、9 月末の届出住所に応じて所属支部の会場を往復葉書(更新者:封書)でご案内しています。

住居の異動や業務の都合等で、ご案内の支部(日時)以外での受講を希望され

る場合は、「受講申込書」又は、「返信葉書」の希望する受講支部(日時)に明示してご返送下さい。他の支部で「出席確認」を受けた場合でも正規に事務処理されます。

なお、受付・資料準備を行う上からも「出席」の返信をお願いします。

- ⑫ 理由書・体調不良の場合は、更新研修会の出席は免除できないか。

〈対処〉 資格更新を5年毎に行う仕組みは、適正かつ公平に行うことが前提ですので、5年目に資格更新出来ない場合は、「理由書(欠席の理由)」の提出をもって、6年目の更新研修会に出席することで1年遅れとなりますが資格更新・継続となります。

※「理由書」が受理された場合、管理士資格の有効期限はどのようになりますか

特別の理由により欠席が認められた場合は、次年度末まで有効期限は保留されています（管理士更新実施要領第3の2）。

⑬ 更新研修会の案内や往復ハガキに示された研修日の都合が悪い場合は他でも受講できるか。

どの支部でも受講できます。なお、会場設営の都合もあり、「更新研修受講申込書」や「返信用ハガキ」には、各支部会場の開催日の記載がありますので、ここにチェックを入れていただくと、意思表示と理解いたします。

⑭ 更新研修会の受講票、研修案内(往復葉書の半券)を忘れた場合

更新研修会の「受講票(更新者)」又は「研修案内(一般)」のご持参を失念されている管理士の方には、受講(出席)を確実に記録するため「代用の書式」で、氏名・管理士番号などを受付けで記載いただいています。

会場での受付事務を迅速かつ確実に行うためにも、管理士の「認定証(カード)」に併せて、「受講票(更新者)」又は「研修案内(一般)」を必ずご持参して下さい。

⑭ ゴールドカードの申請手順を知りたい。

管理士資格の有効期限は、5年毎の更新研修会の受講申込書(&受講料払込)を提出されて受講することで、更新された新たな「認定証(Card)」を発行しています。

資格取得後20年を継続されている管理士の方には、更新される新たな「認定証(Card)」から「ゴールド(イエロー帯)」を発行しています。特段の手続きは不要です。

⑮ 受講申込書や受講料の払込票を紛失した場合は、再発行して頂けますか。

受講申込書、受講票、払込取扱票などの各書式は、当協会のHPにPDFを掲載していますので、ダウンロードしてご利用ください。

なお、郵便局振り込み用の「払込取扱票」はサンプルとして表示していますので、最寄りの郵便局で必要事項(サンプル参照)を記載してお振り込みください。

平成21年12月4日 制定
令和元年7月5日 最終改訂

第1条（目的）

この要領は、緑の安全管理士認定要綱の第8条に基づき、「緑の安全管理士」の資格の更新について必要な事項を定める。

第2条（更新研修カリキュラム）

要綱第8条による、「緑の安全管理士」の認定の更新のための研修カリキュラムは、別表に準じた内容で支部大会を兼ねて実施する。

【改正(2019年度)】

第3条（認定の更新）

1. 要綱第8条による認定の更新は、資格の取得(新規・更新)後の支部大会(兼更新研修会)への参加は任意とし、更新年度の更新研修には必ず出席し、前条のカリキュラムを受講し、「緑の安全管理士」としての認定を更新する。
2. 要綱の第9条の2項に定める特別の理由がある場合には、その旨を協会会長に文面(「理由書」)で申し出、会長が認めた場合には、次年度の更新研修を必ず受講することを条件に更新する。この間「緑の安全管理士」としての資格は保留する。

【改正(～2018年度)】

第3条（認定の更新）

1. 要綱第8条による認定の更新は、前回の更新（取得）以降1回以上支部大会に参加し、加えて、更新年度の更新研修に必ず出席し、前条のカリキュラムを受講し、「緑の安全管理士」としての認定を更新する。
2. 要綱の第9条の2項に定める特別の理由がある場合には、その旨を協会会長に文面で申し出、会長が認めた場合には、次年度の更新研修を必ず受講することを条件に更新する。この間「緑の安全管理士」としての資格は保留する。

第4条（更新研修会の開催）

1. 要綱第8条による「緑の安全管理士」の認定を更新のための研修は、地方ごとに、毎年度開催する。

第5条（雑則）

この要領に定めるもののほか、認定の更新について必要な事項は、会長が定める。

<別表>

第2条に定める「緑の安全管理士」更新研修カリキュラム

科 目	分	研 修 内 容 要 点
1. 植物防疫及び農薬行政	90	研修時点における植物防疫行政及び農薬行政の動向を理解させ、農薬の適正使用、安全使用等の重要性を再認識させる。
2. 防除技術	90	研修時点で話題となっている病虫害等の防除や防除技術などについての知識を理解させる。
3. 講話	60	「緑の安全管理士」の任務等に関連した話題についての講話を行い、知識の幅を広げる。
計	240	(4時間)

2 事務局からの連絡とお願い

(1) 「勤務先・所属、住所等の変更届」をお届け下さい

管理士への資格更新研修会の案内など（みどりのたより）の種々のお知らせは、管理士個々の届出の所属先に送付させて頂いていますが、毎回、宛て先不明で戻る件数が少なくありません。

このため2回連続する場合は、送付を停止していますので、届出内容に変更があった場合は、速やかに事務局まで連絡下さい。（送付停止の場合は再開しています。）

「届出書」は当協会 HP トップページ「各種申請用紙がダウンロード出来ます」PDF 版に、ご記入の上、FAX・電子メール・郵便等でお送り下さい。

【届出様式：協会HP、本たより巻末】

(2) 「緑の安全管理士」認定証の再発行をお受けしています

「認定証」を紛失されて再発行を希望される方は、「再発行願い」に、ご記入の上、写真2枚を添えて事務局までご連絡ください。

再発時に手数料(3,000 円)の郵便払込用紙を送付します。不明な点は事務局にお問い合わせください。【届出様式：協会 HP「緑の安全管理士」→「トピックス」末尾】

(3) 「緑の安全管理士」の失効者の扱いについて

業務等の都合により有効期間内に資格更新ができなかった方で、管理士の資格継続を希望される方は事務局にご相談下さい。

未更新の資格は失効扱いとなっていますが失効の条件によっては、次年度の更新研修会参加などによる資格継続の制度があります。

(4) メールアドレス登録をお願いします

メールアドレスを登録頂きました管理士の皆さまには、病虫害の発生予察情報や農薬登録情報などをお届けしています(2019 年度 46 回)。

メールアドレスの登録は「連絡先等変更届」を用いてお願いします。

なお、既に登録済みの方は不要です。

メールマガジンの配信が不要(停止)の方は、同変更届出にてご連絡して下さい。

※2020 年 4 月時点で、メールマガジンのアドレスリストを更新します。

【送付先：FAX:03-5209-2513 Mail:midori-kanrishi@midori-kyokai.com】

(5) 2020 年度「緑の安全管理士会」支部大会(兼更新研修会)の予定

支部名	開催日	支部名	開催日	支部名	開催日	支部名	開催日
北海道	11/20	関東①	12/1	東海北陸	11/27	中国四国	* 1/21
東北	11/25	関東②	*1/26	近畿	*1/20	九州沖縄	* 1/22

注) *:2021 年。 ◇ 資格更新研修会等の日程案・会場の詳細 … (参照:18 頁)

【2020 年度の開催日と会場変更の留意点】

① 関東・北とびあ会場は、11 月の利用者が輻輳しているため 2018 年度から 12 月と翌年 1 月の開催としています。

② 会場変更していますのでご留意下さい。

北海道(札幌)

東北(仙台)

(6) 更新研修会(支部大会)の受講票、研修案内(往復葉書の半券)の持参について

更新研修会の「受講票(更新者)」又は「研修案内(一般)」のご持参を失念されているなどの管理士の方には、受講(出席)を確実に記録するため「代用の葉書」に氏名・管理士番号などを会場受付で記載いただいています。

会場での受付事務を迅速に行うためにも、緑の安全管理士の「認定証(カード)」に併せて、「受講票(更新者)」又は「研修案内(一般)」を必ずご持参した下さい。

2018年度は、3割から4割の管理士が失念されていた支部がありましたので、ご理解の程よろしくお願いします。

(7) 「みどりのたより」へのご意見、ご投稿をお待ちしています

緑の安全管理士の皆さまの活動状況を掲載して、相互の情報交換あるいは意識の向上に役立てたいと考えています。

皆さまのご意見や記事投稿をお待ちしております。

(8) 2020年度「緑の安全管理士会」役員会の開催予定

2020年度の「緑の安全管理士会役員会」は6月19日(金)午後の予定です。

(緑の安全推進協会の第31回総会は、6月16日(火)予定。)

(9) ヒヤリハット・提言・意見のアンケート提出のお願い

支部大会・更新研修会で実施できなかったアンケートをFAX・メール(用紙は45頁)でお送りください。

皆様からのヒヤリハット・提言・意見は「緑の安全管理士会」の運営やPDCAに大変役立つと同時に、現場に役立つ事務局からのメッセージとして利用させていただいています。宜しくお願い致します。

Ⅲ. 緑の安全推進協会

1. 「緑の安全管理士」168 名を新規認定

(1) 2019 年度「緑の安全管理士(緑地・ゴルフ場分野)」

第 41 回認定研修会は、①11 月 27 日～29 日、東京・神田(受講者 62 名)で開催しました。

(2) 「同(農耕地分野)」

(一社)日本植物防疫協会主催「植物防疫研修会」は、②10 月 7 日～11 日(64 名)、③1 月 27 日～1 月 31 日(62 名)、同協会会議室で開催されました。

(3) 「緑の安全管理士」の認定審査会

12 月 13 日および 3 月 6 日、「認定研修」修了者及び「植物防疫研修」修了者で「緑の安全管理士」資格申請者について、審査し、

① 緑地・ゴルフ場分野：61 名、

② 農耕地分野：52 名、 ③農耕地分野：55 名

計 168 名が、新たな「緑の安全管理士」として認定され、「認定証(カード)」等を送付いたしました。

なお、緑地・ゴルフ場分野の合格率は 98%(2018:96%、2017 年:87%)とほぼ前年並でした。

2. 資格更新者に認定証を送付

更新者には、新規の「認定証(カード)」等を 2 月 28 日までに発送を完了していますので、ご確認ください。

(1) 更新・認定証の発送まで

更新研修会で出席が確認できた緑の安全管理士の方には、

イ.「資格更新研修会受講申込書」、ロ.「写真(2点)」、

ハ.「更新料払込みの確認」を終えた順に、

有効期限を更新した「認定証書」、「認定証(カード)」及び「緑の安全管理士の手引き」をレターパック(配達日確認のため)にて、届出の住所あてに送付しています。

但し、受講申込書の未提出者には FAX で提出要請を通知しています。未提出者については、認定証(カード)の作成ができないため、発給は中断しています。

(2) 勤務先や住所等が変更となっている場合【届出様式:巻末】

届出の勤務先や住所などに変更が生じた場合は「連絡先等変更届出書」を速やかに提出して下さい。

郵便物等が連続して協会へ宛先不明で返送される場合には、2回を目処に、送付を停止しています。但し、変更の届出に応じて送付を再開しています。

(3) 更新年次の更新研修会に出席できなかった場合の対応【理由書】 [書式:巻末]

更新年次の更新研修会で出席が確認できなかった場合には、資格喪失者として管理士の有資格者名簿から自動的に削除されます。

資格の継続(更新)を希望される方は、「理由書」を提出いただくことで、当協会長が認めうる理由であれば、次年度の更新研修会をご案内しています(1年遅れ扱い)。

3. 「緑の安全管理士」資格認定と更新等の仕組み

管理士資格の取り扱いは、次のとおりです。

(1) 資格の有効期間(「農耕地分野」、「緑地・ゴルフ場分野」)

① 新規取得者は、認定年度の次年度から5年目の年度末(3/31)までの5年間。

② 更新者は、更新年度の次年度から5年目の年度末(3/31)までの5年間。

(2) 資格更新要件の改正(2019 年～)

資格の取得(新規・更新)後の支部大会(兼更新研修会)への参加は任意とし、5年目となる更新年度の更新研修には必ず出席し、所定のカリキュラムを受講することで、「緑の安全管理士」としての認定を更新することとなります。

(3) 更新研修会の案内

・資格取得後(新規・更新)5年目となる管理士の方には、更新研修受講申込書等を添えて最寄りの会場をご案内しています。(受講会場は、他の会場を選択できます。)

(4) 更新研修受講申込書の提出

・受講申込書には写真を添えて、事務局へ提出(別途、受講料払込みが必要)して下さい。

(5) 更新研修の出席確認

・研修会場では、出席確認印を押印しています。

【更新研修会を〇〇の理由で欠席した場合】

参加できなかった「理由書」を提出して、理由が認められると翌年度の更新研修会に出席することで、1年遅れの資格更新(認定番号は同じ。ただし、有効期間は残りの4年間)となります。

(6) 資格の更新

・①更新研修受講申込書の提出(要写真)、②更新研修会へ出席、③受講料の払込、の全てが完了した管理士には、新規の「認定証書」、「認定証(カード)」、「管理士の手引き」を送付しています。

(7) 資格の更新が停止している管理士資格について

・有効期間内(5年間)に、必要な更新手続きを行わなかったため資格が停止している元管理士は、概ね次の手順で資格の継続が認められます。

(イ) 資格停止後5年以内の場合

①「資格復活申請書」に②「復活レポート(4課題程、各 1,000 字)」を添えて提出、『資格認定審査会』の審査(「復活審査判定票」)で合格した場合は、直近の更新研修会を受講することで資格の継続が認められます(新規認定番号となります)。

②但し、特段の理由(5年を超えるなど)がある場合は、考慮できるとされています。

(ロ) 資格継続後の有効期間は5年間

① 審査料は 10,000 円(レポート提出時)。

② 更新手数料は、更新研修会受講料(2019 年度:¥20,200)。

③ 5年を超える場合の審査料は 20,000 円、更新手数料は同上。

4. ゴルフ場における農薬使用計画書の提出窓口

ゴルフ場において農薬を使用される方は、年度毎に農薬使用計画書を地方農政(農薬使用者の所在地を管轄する)経由して農林水産大臣及び環境大臣(*)あてに提出(**)することとされています。提出(担当農薬管理係長)は電子ファイルをメール提出も可能です。

注*)2018 年 12 月 1 日の農薬取締法の改正に伴い「環境大臣」が追加されました。

ただし、正文を従前の農水省・地方農政局へ提出することで了とされました。

**)提出期限:当該年度の農薬を使用とする最初の日まで。

変更時:提出後に変更が生じたときは、農薬使用計画書(変更)を提出。

【農林水産省ホームページ】

農薬使用計画書の提出について(エクセルファイル版、PDF 版)

http://www.maff.go.jp/j/syouan/nouyaku/n_keikaku.01/

[農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令]



http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_kaisei/k_kizyun.html

5. 講師派遣

農薬の適正使用や安全性に関する知識の向上を目的として、都道府県・地方自治体への周知活動、学校・関係団体・一般市民の研修会等の場に、専門の講師を無償(旅費や謝礼不要)で派遣しています。

2019年度は、全国から192件(前年194件)の依頼に派遣しました。(参照:41頁)

研修会等を希望・企画されている方にも積極的にご紹介ください。

派遣の内容等の調整(準備)期間は1ヶ月以上、研修規模(参集人数)は20～30名以上を目安としていますが、期間に余裕が無い場合、あるいは少人数でも対応可能な内容もありますのでご相談下さい。

講師派遣の詳細、申し込み様式は協会HPに掲載しています。

TEL:03-5209-2512 FAX:03-5209-2513 kato@midori-kyokai.com

[URL:http://www.midori-kyokai.com/topix/topix_leaf.html]



6. 農薬の適正使用等の「リーフレット」

緑の安全推進協会では、農薬工業会と連携して、農薬の役割、安全性の確保、適正な使用方法などを優しく解説したリーフレットを作成し、知識普及・啓発に関わる方々に講習会・研修会・会議等の資料や各種イベントでの配布用などに活用していただけるように支援しています。リーフレットは無償で送料の負担もありません。

2019年度は、381ヶ所に241千部(前年:269ヶ所、185千部)の配付を見込んでいます。

ご希望の方は、リーフレットの種類、必要数、使用目的、配布対象、送付先等を、当協会まで FAX 03-5209-2513 にてお申し込み下さい。

リーフレットのサンプル、同送付申込書は、当協会HPに掲載しています。

詳細は、農薬相談室(03-5209-2512)まで。

[サンプル:http://www.midori-kyokai.com/topix/topix_leaf.html]

[申込書:<http://www.midori-kyokai.com/pdf/leaflet-order.pdf>]



7. 電話相談室【相談無料】

農薬の使用者、現場で適正使用を指導される方や一般市民の方々からの農薬に関する疑問や質問等、どのような内容はでも結構です。どうぞ遠慮なくお問い合わせください。

直接の疑問や質問でなくても「何処に問合せたら良いか？」等も気軽にお尋ね下さい。可能な限りお調べしてお答えしています。

管理士の関係先にも電話相談室についてのご紹介をお願いします。

相談電話:03-5209-2512



8. グリーン農薬総覧 2020 追補版」刊行のご案内



芝、公園、街路樹の病虫害・雑草防除等における農薬の正しい選択、適正な使用による安全性確保のための情報提供事業の一環として『グリーン農薬総覧』を刊行しています。

この度、「2019 総合版」(2018年12月末現在)刊行以降の2019年1～12月末の間の新規登録や適用拡大等の追加、変更情報等を「2020 追補版」として作成いたしました。

協会HPに注文書等ご案内しています。ご活用ください。

[URL:<http://www.midori-kyokai.com/pdf/Fax-1501.pdf>]

お問い合わせ・お申込みは当協会(03-5209-2511)まで

[注文用紙:<http://midori-kyokai.com/syuppan/>]



都道府県別講師派遣実績の推移

開催場所	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019年度	10年間計
北海道	0	2	5	5	7	6	5	6	9	1	46
青森県	1	1	1	1	1	3	2	2	2	3	17
岩手県	0	0	1	0	2	7	5	7	7	6	35
宮城県	1	0	3	3	9	6	4	2	8	5	41
秋田県	1	1	2	3	3	3	4	3	6	5	31
山形県	6	8	6	7	6	8	7	11	9	8	76
福島県	1	1	1	1	1	1	3	3	3	4	19
茨城県	3	6	6	6	3	7	16	18	15	6	86
栃木県	0	4	3	5	2	3	5	7	5	10	44
群馬県	1	2	7	9	7	8	9	3	3	5	54
埼玉県	2	2	5	7	6	7	7	10	7	9	62
千葉県	2	2	4	5	11	9	8	6	3	3	53
東京都	9	10	8	8	7	8	7	8	7	5	77
神奈川県	3	3	5	3	4	3	3	4	5	2	35
山梨県	3	1	1	1	1	1	2	1	1	1	13
長野県	4	0	8	6	0	3	3	4	5	8	41
静岡県	4	3	2	3	5	2	4	0	2	0	25
新潟県	2	3	5	4	5	9	12	4	5	3	52
富山県	0	0	0	1	0	2	4	2	1	0	10
石川県	0	0	0	0	1	0	3	6	3	3	16
福井県	1	0	3	0	1	0	0	0	4	3	12
岐阜県	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3
愛知県	1	1	2	2	4	4	8	20	9	10	61
三重県	3	4	4	5	6	8	7	6	9	5	57
滋賀県	0	0	1	2	1	0	1	0	0	0	5
京都府	5	6	9	8	6	10	8	8	6	5	71
大阪府	4	4	4	3	4	2	3	2	3	4	33
兵庫県	1	1	2	2	1	1	3	4	4	5	24
奈良県	2	4	3	3	2	3	2	2	3	7	31
和歌山県	3	3	4	4	3	3	3	3	3	3	32
鳥取県	1	2	2	2	2	1	1	2	2	2	17
島根県	0	0	0	3	5	4	3	3	4	11	33
岡山県	2	2	2	3	4	3	2	0	0	1	19
広島県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山口県	3	4	2	1	2	4	3	2	3	6	30
徳島県	0	1	2	2	3	2	2	1	1	2	16
香川県	1	1	1	2	2	1	1	1	2	1	32
愛媛県	4	3	3	2	3	2	5	4	4	6	36
高知県	0	0	0	0	0	1	4	4	5	5	19
福岡県	13	8	12	12	5	8	3	6	7	12	86
佐賀県	1	1	1	1	1	1	2	1	0	0	9
長崎県	0	0	0	1	0	0	8	9	8	9	35
熊本県	1	0	1	1	2	3	1	1	1	1	12
大分県	0	0	0	0	2	0	0	0	6	3	11
宮崎県	0	0	0	0	0	1	3	4	2	0	10
鹿児島県	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	3
沖縄県	0	3	0	3	2	8	4	4	4	4	32
合計件数	92	99	132	159	142	166	190	194	196	192	1,562

公益社団法人 緑の安全推進協会内
緑の安全管理士会 事務局 御中

届出日 20 年 月 日 認定番号 (No.)
氏名 ()
変更前の連絡先 ()

①会社名、②所属、③勤務先、④住所、⑤その他

1.勤務会社名等 (ゴルフ場の方はゴルフ場名を記入)		2.経営母体名 (ゴルフ場の方のみ記入)
3.所属部署及び支店名 又は営業所名等		
4.勤務先の所在地 (郵便の送付先を記入)	〒 (—) 必ずご記入ください。	
	TEL — —	FAX — —
	E-mail	
5.自宅住所等	〒 (—) 必ずご記入ください。	
	TEL — —	FAX — —
	E-mail	

●当協会は本屆出書に基づき貴殿の「緑の安全管理士」データの変更を行います。ご提出が遅れますと支部大会案内、更新研修案内、認定証書の発送等に支障をきたす事になりますのでご注意ください。

E-mail : midori@midori-kyokai.com

(公社) 緑の安全推進協会

緑の安全推進協会 事務局 あて

FAX: 03-5209-2513

.....

「理由書」

公益社団法人 緑の安全推進協会長 殿

1. 提出年月日 : 20 年 月 日

2. 認定番号 : NO. _____

3. 氏 名 : _____

4. 所 属

5. 出席できなかった理由(具体的に記載して下さい)

6. 資格継続の確認 (チェックにて)

☐ 資格の継続 を希望します。

☐ その他 ()

...[補 足].....

- ・更新年次の更新研修会に出席できなかった場合の「理由書」です。
- ・更新年次の更新研修会で出席が確認できなかった場合は、資格喪失者として
管理士の有資格者名簿からは自動的に削除されます。
- ・資格の継続(更新)を希望される方は、「理由書」を提出いただくことで、
当協会長が認める場合は、次年度の更新研修会をご案内します(1年遅れ扱い)。

公益社団法人 緑の安全推進協会

FAX: 03-5209-2513

E-mail: midori@midori-kyokai.com

2020年度「緑の安全管理士」資格更新研修会(兼支部大会) —(日程案)—

2020/3/10

支部名	開催日時	開催場所・住所	電話・FAX
北海道	2020年11月20日【金】13:00～15:50 [受付:12:00～]	かでる2・7 (7F 会議室 710) <会場変更> 〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目 http://homepage.kaderu27.or.jp/guide/facility/index.html	TEL 011-204-5100 FAX 011-271-9827
東北	11月25日【水】13:00～16:45 [受付:12:00～]	仙台商工会議所会館 (7F 大会議室) <会場変更> 〒980-8411 仙台市青葉区本町 2-16-12 https://www.sendaiaicci.or.jp/hall/	TEL 022-265-8124 FAX 022-265-8130
関東・甲信越①	12月 1日【火】13:00～16:45 [受付:12:00～]	北とぴあ (3F つつじホール) 〒114-8503 東京都北区王子 1-11-1 (公財)北区文化振興財団 北とぴあ http://www.hokutopia.jp/access/	TEL 03-5390-1100 FAX 03-5390-1147
関東・甲信越②	2021年 1月 26日【火】13:00～16:45 [受付:12:00～]	フジコミュニティセンター (4F) 〒453-0804 名古屋市中村区黄金通1-18 http://www.fujicommunitycenter.jp/access/	TEL 052-481-5541 FAX 052-481-5542
東海・北陸	11月27日【金】13:00～16:45 [受付:12:00～]	CIVI研修センター新大阪東 (6F E605) 〒533-0033 大阪市東淀川区東中島1-19-4 http://www.civi-c.co.jp/access.html#higashi	TEL 06-6160-5888 FAX 06-6160-5666
近畿	2021年 1月20日【水】13:00～16:45 [受付:12:00～]	オルガホール (B1F ホール) 〒700-0026 岡山市北区奉還町 1-7-7 http://www.offersweb.co.jp/s/map/map283.html	TEL 086-256-7244 FAX 086-256-2519
中国・四国	2021年 1月21日【木】13:00～16:45 [受付:12:00～]	JR博多シティ会議室 (10F 大会議室) 〒812-0012 福岡市博多区博多駅中央街 1-1 (JR博多駅) https://www.jrhakatacity.com/communicationspace/	TEL 092-292-9258 FAX 092-292-9362
九州・沖縄	2021年 1月22日【金】13:00～16:45 [受付:12:00～]		

2020年度「緑の安全管理士」資格認定研修会 —(日程案)—

研修会名	開催日時	開催場所	電話
第42回認定研修会	2020年12月7日(月) 10:00 ～ 9日(水)16:50 [受付:09:30～]	アーバンネット神田カンファレンス(2階 2A会議室) 〒101-0047 東京都千代田区区内神田3-6-2 http://kanda-c.jp/access.html	TEL 03-3526-6800

ヒヤリハット・提言・意見のアンケート用紙

記入年月日 (2020年 月 日)
氏 名 ()

1. 今年度の更新研修会でアンケート用紙を添付しなかったため、ヒヤリハット・提言意見を募集します。
 2. 「緑の安全管理士会」として管理士の皆様の知識や能力そして活動を継続的に向上させるのが目的です。
 3. FAXあるいはPDFにしてメールでお送りください(FAX 03-5209-2513, e-mail: uchida@midori-kyokai.com)
- (記入欄、該当すると思うところに記入してください。複数でも結構です)

分野	農薬・薬剤関連	法令と遵守関連	知識・情報・用語等	散布と作業関連	その他
ゴルフ場・緑地			例: 除草剤の適用に、樹木類と樹木等があるが、違いが判らない(連絡先)。	例: 街路樹を立入禁止もせずに散布してた(場所、日時等)。	
家庭園芸	例: ホームセンターで誇大広告(……)があった。			例: 希釈する時、素手でマスクもせず(場所等)。	
農耕地	例: 無登録農薬が販売されている(名称……、販売店等)。				
その他(共通も含む)					例: ゴルフ場の中に農薬の空容器が捨ててあった(場所、日時等)。

みどりのたより

第 77 号

発行日 2020 年 4 月 15 日

発 行 緑の安全管理士会 事務局

〒101-0047

東京都千代田区内神田 3-3-4（全農薬ビル 5 階）

公益社団法人 緑の安全推進協会 内

TEL : 03-5209-2511

FAX : 03-5209-2513

http : //www.midori-kyokai.com

Eメール : midori@midori-kyokai.com



バックナンバー（PDF 版）

: <http://midori-kyokai.com/kanrishi/>

